

# 高岡市男女平等推進プラン（答申）案

平成19年12月26日

高岡市男女平等推進市民委員会

# 目次

## 第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	4
3 計画の基本目標	5
4 計画の性格と役割	5
5 計画の期間	6
6 計画策定の背景	
(1) これまでの主な取組等	6
ア 旧高岡市・福岡町の取組	
イ 富山県の動き	
ウ 国の動き	
エ 世界の動き	
(2) 社会状況の変化	8
(3) 市民等の意識調査結果	15
7 計画の体系表(基本目標・重点課題・施策の方向)	22

## 第2章 基本目標、重点課題及び施策の方向

基本目標	男女があらゆる分野に平等に参画できる機会の確保 (重点課題1～3・現状と課題・施策の方向)	23
基本目標	家庭生活や仕事、地域活動等における平等な参画とそれらが両立できる環境の整備 (重点課題4～6・現状と課題・施策の方向)	31
基本目標	男女が個人として尊重され、能力が発揮できる環境の整備 (重点課題7～9・現状と課題・施策の方向)	36
基本目標	男女の健康の確保 (重点課題10・現状と課題・施策の方向)	42
基本目標	計画の総合的な推進 (重点課題11・現状と課題・施策の方向)	44

## 第3章 具体的施策(事業計画)

重点課題1	施策の方向(1)(2)(3)	46
重点課題2	施策の方向(1)(2)	47
重点課題3	施策の方向(1)(2)	48
重点課題4	施策の方向(1)(2)(3)	49
重点課題5	施策の方向(1)	50
重点課題6	施策の方向(1)(2)	51
重点課題7	施策の方向(1)(2)	52
重点課題8	施策の方向(1)(2)(3)	53
重点課題9	施策の方向(1)(2)	54
重点課題10	施策の方向(1)(2)(3)	55
重点課題11	施策の方向(1)(2)	57
目標とする指標一覧		59

## 資料

プランの用語解説	63
旧高岡市・福岡町の取組、富山県・国・世界の動き	69
日本国憲法(抄)	74
女子差別撤廃条約(抄)	76
男女共同参画社会基本法	82
国の男女共同参画基本計画[第2次]の概要	85
高岡市男女平等推進条例	86
高岡市男女平等推進市民委員会委員名簿	90
高岡市男女平等推進庁内連絡会議設置要綱	91
高岡市男女平等推進プラン策定の経過	92
市民の相談・情報窓口等	94

# 第1章

## 基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の基本理念
- 3 計画の基本目標
- 4 計画の性格と役割
- 5 計画の期間
- 6 計画策定の背景
  - (1) これまでの主な取組等
    - ア 旧高岡市・福岡町の取組
    - イ 富山県の動き
    - ウ 国の動き
    - エ 世界の動き
  - (2) 社会状況の変化
  - (3) 市民等の意識調査結果
- 7 計画の体系表（基本目標、重点課題、施策の方向）

\*は、「プランの用語解説」を参照

## 1 計画策定の趣旨

2005（平成17）年11月 旧高岡市と福岡町が合併し、新「高岡市」が誕生しました。

両市町では、それぞれ、「高岡市女性プラン（計画期間：平成4年度～12年度）」及び「高岡市男女平等推進プラン（計画期間：平成13年度～22年度）」並びに「福岡町ヒューマンプラン（計画期間：平成11年度～20年度）」を策定し、男女共同参画の実現と推進に取り組んできました。

2003（平成15）年6月には、旧高岡市において、「高岡市男女平等推進条例\*」が制定（施行：2004（平成16）年1月）され、新市に引き継がれています。

しかし、少子高齢化、核家族化、国際化など社会情勢の変化や市民のライフスタイル・価値観が多様化する中で、性別による役割分担の意識は今なお残っています。

政策・方針決定過程への参画や職場での登用及び賃金等の男女格差、配偶者からの暴力の存在など、真の男女平等・共同参画\*とは言えない社会制度や慣行の存在も否定できません。

本市においては、これらの解消に努め、男女が、お互いを尊重し支え合うことによって、一人ひとりが持つ個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任において多様な活動を選択することができるまちづくりをめざし、市、市民、事業者等（市内の法人、個人事業所及び民間団体。以下同じ。）が一体となって、取り組む新しい行動計画として、このプランを策定します。

プランの策定に当たっては、「高岡市男女平等推進条例」の理念を踏まえるとともに、旧市町のプランの趣旨等を受け継ぎながら、国・県の「男女共同参画基本計画（第2次）\*」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法\*）」や「次世代育成支援対策推進法\*」などの最近の法整備や社会状況の変化に対応したものとします。

また、プラン改定の基礎資料とすること等を目的に実施した「男女平等・共同参画に関する意識・実態調査」（2005（平成17）年3月・旧高岡市）等の結果を反映いたします。

## 旧高岡市・福岡町のプランにおける策定の趣旨

「高岡市男女平等推進プラン」(平成13年3月策定 計画期間:平成13年度~22年度)

## ○21世紀の社会システム

高岡市は1993(平成5)年3月、固定的な男女の役割分担意識\*を変革し、自立した男女の共同参画による「はばたけ高岡 女と男の共立社会」の形成をめざし、市として取り組む総合的な施策の基本方針を示した「高岡市女性プラン」を策定し推進してきました。

この間、「第4回世界女性会議\*」や「女性2000年会議」の開催等をとおして、女性の地位の向上や人権擁護等の取組が国際的な協調のもと、様々に進められてきました。国内においても、男女雇用機会均等法\*や育児・介護休業法\*の改正、施行等労働関係の法制度等の充実や男女共同参画社会基本法の施行など、男女の共同参画を進める取組が促進されてきています。21世紀の社会において、男女が性別による差別をうけることなく、その人権が尊重されること、少子高齢化による労働力人口の減少等の社会経済情勢に対応するための有効な方策として、男女が家庭、仕事、地域活動等に共同で参画し、責任も担う社会システムをつくるのが緊急かつ重要な課題となっています。

## ○平等推進をめざす

本市では、これまで高岡市女性プランを推進し、あらゆる分野における男女の共同参画を進めてきました。

しかし、いろいろな政策・方針決定の場や家庭・地域社会・職場等における共同参画が十分ではなく、かつ、仕事と家庭生活・地域活動等の両立が難しいこと、また、セクシュアル・ハラスメント\*等の暴力や虐待の問題、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ\* (女性の生涯にわたる健康と権利) 等の人権問題があるなど、様々な課題が残っています。このように実質的な男女平等・共同参画が十分に進んでいないのは、制度・慣行・意識等によって生じていると思われませんが、これらを阻害している状況、課題等を明らかにし、改めていくことが重要です。

このため、職業生活や家庭、地域活動等や政策・方針決定過程での共同参画を進め、暴力等人権侵害をなくし、男女の平等を推進していくことが重要であると考えます。そこで、高岡市女性プランの成果と課題を踏まえ、男女共同参画社会基本法に規定する「市町村男女共同参画計画」の性格をもち、さらに条例や拠点等の整備、推進体制の拡充等基盤の整備の他、様々な場での参画のしくみをつくり、市民と行政との協働体制により、男女の平等推進をめざす「高岡市男女平等推進プラン」を策定しました。

行政、市民、事業者が総合的な推進体制により主体的に事業に取り組み、確実な目標の実現をめざします。

**「福岡町ヒューマンプラン」**(平成11年3月策定 計画期間:平成11年度~20年度)

我が国は、これまで科学技術の進歩や急激な情報化の進展に伴う産業構造の変化の中で、物質的・経済的に豊かな社会を築いてきました。また、それに伴う生活水準の向上や価値観の多様化によって、人々は生活の向上を求め、個性を生かした暮らし方を主体的に選択するようになってきました。

このような経済・社会環境の変化の中で、女性と男性をめぐる状況は大きく変化しており、根強く残る「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識\*が、女性だけでなく男性の多様な活動を妨げ、家族のあり方や子育て、高齢期の生活といった様々な場面で大きな歪みを生み出しています。

今後のさらなる少子・高齢化、経済活動の成熟化と国際化、企業や国民生活の情報化等の変化に対応していくためには、男女共同参画社会の実現が必要不可欠となっており、男女がそれぞれ個性をもった一人の人間としていきいきと生活でき、さらに育児・介護、地域ボランティア活動などを対等に分かち合う、または社会全体で担う環境づくりを進めていく必要があります。

この計画は、個人の尊重、権利の平等を理念として、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を男女均等に享受し、かつ、共に責任を担うべき社会の実現を目指すものです。言い換えれば、地域社会・学校のあり方、労働環境の整備、高齢化社会の対応、少子化現象などについて、町民一人ひとりが取り組むべき課題を明らかにしたものです。そして、福岡町が今後取り組む総合的施策の基本方針として「住みよい福岡町」の実現に資することを目標とします。

## 2 基本理念

男女平等・共同参画\*の施策を推進するにあたり、高岡市男女平等推進条例\* 第3条に掲げる次の6つのことを基本理念とし、「**認めあい 支えあい 共に輝くひととまち**」を目指します。

### (1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

### (2) 固定的な性別役割分担意識による慣行等の見直し

社会における制度又は慣行等が、固定的な性別役割分担意識\*を反映して、男女の社会における活動が制限されることのないよう見直し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、自らの意志と責任において多様な活動が選択できるよう配慮されなければならないこと。

### (3) 政策・方針の立案及び決定への平等な参画機会の確保

男女が社会の対等な構成員として、市及び事業者等における政策又は方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されるよう努めなければならないこと。

### (4) 家庭生活や仕事、地域活動等における平等な参画とそれらの両立

男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家庭生活においては家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場や地域等のあらゆる分野における活動に平等に参画し、両立できること。

### (5) 男女の生涯にわたる健康の確保

女性の生涯にわたる健康を権利として保障する考え方を尊重し、男女が生涯を通じて身体的、精神的及び社会的に良好な状態であるよう図られること。

### (6) 国際的協調

男女平等・共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び高岡市の地域特性にかんがみ、地域の在住外国人と相互に理解と交流を深めつつ、その推進は国際的協調の下に行われること。

### 3 計画の基本目標

「認めあい 支えあい 共に輝くひととまち」を目指して、次の5つのことを、このプランの基本目標とします。

**男女があらゆる分野に平等に参画できる機会の確保**

**家庭生活や仕事、地域活動等における平等な参画とそれらが両立できる環境の整備**

**男女が個人として尊重され、能力が発揮できる環境の整備**

**男女の健康の確保**

**計画の総合的な推進**

### 4 計画の性格と役割

#### (1) 市の男女共同参画計画

このプランは、男女共同参画社会基本法\*第14条第3項に規定する、市における男女共同参画社会形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。

#### (2) 市民行動計画

このプランは、高岡市男女平等推進条例\*第8条に基づく行動計画として、男女平等・共同参画\*の推進に関する施策の基本計画と具体的に取り組む事業計画を定めるものであり、市、市民及び事業者等が共に取り組む市民行動計画です。

#### (3) 市、市民及び事業者等の取組の指針

このプランは、男女平等・共同参画を推進する市、市民及び事業者等の主体的な取組や活動の指針となるものです。

#### (4) 市の行政運営の基本方針

このプランは、高岡市総合計画との整合を図りながら、行政各分野の計画の実施段階において、男女平等・共同参画を推進していく指針とするものです。

## 5 計画の期間

このプランの基本計画（基本目標、施策の方向）は、2007（平成19）年度から2016（平成28）年度までの10年間とします。

事業計画（具体的な施策）については、2007（平成19）年度から2011（平成23）年度までの5年間を前期計画期間とし、前期計画期間終了時において、その成果、課題等も踏まえ、次の5年間を後期計画と位置づけ、新たな事業計画を策定することとします。

## 6 計画策定の背景

### (1) これまでの主な取組等

#### ア 高岡市（旧高岡市、福岡町を含む）の取組

1999(平成11)年4月 福岡町は、「ヒューマンプラン」を策定し、男女共同参画の視点をあらゆる施策に生かし、男女共同参画社会の実現を目指してきました。

2001(平成13)年3月 旧高岡市は、「男女平等推進プラン」を策定。その後、男女平等推進条例の制定（平成16年1月施行）男女平等推進センターを設置(平成16年4月)し、基盤整備に努め、男女平等・共同参画\*を推進してきました。

2002(平成14)年5月 福岡町健康福祉センターを開設。2004(平成16)年5月 高岡市民病院に女性専門外来を設置。2005(平成17)年7月 旧高岡市のファミリー・サポート・センター\*、福岡町子育て支援センターを設置しました。

旧市町の連合婦人会、高岡女性の会連絡会、富山県男女共同参画推進員\*高岡連絡会や福岡町地域活動推進員連絡会等の各団体は、プランの学習や推進をはじめ、地域での啓発活動等に取り組んできました。

旧高岡市においては、市民グループの「たかおか男女平等推進センタープロジェクト」(略称「e(いい)センタープロジェクト」)が、市と協働で、講演会・ワークショップ等の男女平等推進センターのオープニング・イベントを企画・実施しました。

旧市町においては、市長（町長）と住民との「タウンミーティング（語る会）」を実施するほか、2005（平成17）年3月 旧高岡市においては、男女平等推進プラン改定の基礎資料とすることと今後の男女平等・共同参画施策への反映を目的に、「男女平等・共同参画に関する市民の意識・実態調査」を実施しました。

2005(平成17)年11月1日 新「高岡市」が発足しました。新市においては、地域別やテーマ・界層別等のタウンミーティングを行うほか、2006(平成18)年3月、市政各分野に対する市民の関心、要望などを、合併後の新しい高岡市の総合計画策定の基礎資料とするため、「総合計画市民アンケート調査」を実施しました。

( 本記載以前の取組等については、「高岡市女性プラン（1993(平成5)年3月策定）」・「高岡市男女平等推進プラン(2001(平成13)年3月策定)」及び「福岡町ヒューマンプラン(1999(平成11)年4月策定)」に記載があるほか、本プランの資料に記述があります。)

## イ 富山県の動き

2001(平成13)年4月 「富山県男女共同参画推進条例」が施行されました。12月、「富山県男女共同参画計画」が策定され、男女共同参画社会をめざす取組が進められています。

2002(平成14)年4月 男女共同参画チーフ・オフィサー\*設置事業の実施、2003(平成15)年4月 男女共同参画推進認証事業所の設置事業の実施による、企業内の男女共同参画への取組が始まりました。

2006(平成18)年3月 「富山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画\*」が新たに策定されました。また、2007(平成19)年2月、これまでの計画の内容を見直した、新しい「男女共同参画計画(第2次)」が策定されました。

## ウ 国の動き

1999(平成11)年6月 男女が、社会の対等な構成員として、その能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に関する基本的な方針・理念等を定めた「男女共同参画社会基本法\*」が施行されました。

2000(平成12)年12月 男女共同参画審議会の基本的な考え方についての答申を受けて、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」「夫婦別姓制度など社会制度、慣行の見直し」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等を重点目標とする男女共同参画基本計画が策定されました。

2003(平成15)年5月 国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進することを目的に「健康増進法」が施行されました。2005(平成17)年4月、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的に「次世代育成支援対策推進法\*」が施行されました。

2003(平成15)年6月 男女共同参画推進本部において、国による女性へのチャレンジ支援\*関係施策の情報を総合的に提供すること等について決定されました。

2004(平成16)年12月 配偶者からの暴力の定義や保護命令\*の対象範囲の拡大等を中心とした「DV防止法\*」が改正されました。

2005(平成17)年4月 「育児・介護休業法\*」が改正され、12月、「男女共同参画基本計画(第2次)\*」が策定されました。新重点分野として「新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進」が加えられたほか、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」や「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等10項目の重点事項が盛り込まれました。

2006(平成18)年6月 「男女雇用機会均等法\*」が改正され、翌年4月施行されました。男女双方に対する差別的取扱いの禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等が盛り込まれています。

## エ 世界の動き

2005(平成17)年2月 国連「北京+10」世界閣僚会議(第49回国連婦人の地位委員会)が開催され、「第4回世界女性会議\*の北京宣言及び行動綱領\*」(1995(平成7)年)及び「女性2000年会議(2000(平成12)年)」成果文書\*の再確認と完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める内容の決議が採択されました。

## (2) 社会状況の変化

### ア 人口の減少、少子高齢化の進展

本市の人口は、平成17年10月1日現在、18万2,356人(女性94,836人、男性87,520人)で減少傾向が続いています。今後、少子高齢化の進展や、転出超過の状況で推計すれば、15年後の本市の人口は、16万5,000人を割り込むと予測されます。

新たな総合計画では、交流人口の拡大に努めるとともに、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備や、やすらぎある生活環境の整備、魅力ある雇用の場と就業機会の拡大など、様々な施策に積極的に取り組むことによって、著しい人口の減少に歯止めをかけ、15年後の目標人口を17万人としています。

1992(平成4)年に年少人口(0~14歳)が老年人口(65歳以上)を下回り、以後、少子高齢化が進展しています。

平成27年の推計値 総人口170,774人(女性87,457人、男性83,317人)

平成32年の推計値 総人口164,604人(女性83,958人、男性80,646人)

### イ 出生率の低下、未婚率の上昇

日本の出生率\*(人口千人当たり出生数)は、1973(昭和48)年(国19.4人・富山県18.0人・高岡市19.0人)をピークに低下を続けています。富山県、高岡市とも全国平均を下回っており、2005(平成17)年の富山県の出生率は8.1人、高岡市7.9人(国8.4人)となっています。富山県における男女の未婚率については、男性27.4%、女性18.1%(平成17年)であり、男性については、昭和50年代から、女性は、昭和60年代から上昇が見られ、出生率の低下は、未婚率の上昇によるものと考えられます。

また、未婚率の上昇は、進学率の伸びや男女の結婚観、ライフスタイルの変化等の影響が大きいのではないかと推測されます。

### ウ 家族形態等の変化

富山県における「家族と世帯等の状況」について、2000(平成12)年と2005(平成17)年とを比べると、一般世帯数は13,869世帯・3.9%増加しています。一世帯当たり人員は0.16人減少しており、小規模世帯が増える傾向にあります。また、65歳以上の高齢親族のいる世帯数は8.4%増加する一方、富山県の特徴でもある三世帯同居世帯は、減少傾向にあります。

家族の形態が変化し、核家族化が進むと、家庭内での育児や介護等の力は弱まり、意識の変化などもあって、社会や地域による支援等へのニーズがますます強まることが予想されます。

また、女性が結婚、出産、育児を経て仕事を続けようとするとき、家族や男性の十分な家事負担が望めず、女性に負担がかかること、事業所等において、女性の結婚、出産等をマイナス面ととらえられるなどの問題があります。

## エ 在住外国人の増加

高岡市の外国人登録者数は、2002(平成14)年と2006(平成18)年を比較すると、約25%増加しています。

平成18年10月1日現在 高岡市の人口18万1,946人(高岡市住民基本台帳)に占める外国人登録者の割合は1.7%となっています。

【図表1 高岡市の推計人口】

(単位：人)

	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (平成32年)
総人口	182,356 (100.0%)	175,659 (100.0%)	170,774 (100.0%)	164,604 (100.0%)
年少人口	23,808 (13.1%)	22,484 (12.8%)	20,664 (12.1%)	19,091 (11.6%)
生産年齢人口	115,673 (63.4%)	109,260 (62.2%)	99,903 (58.5%)	94,813 (57.6%)
老年人口	42,875 (23.5%)	43,915 (25.0%)	50,207 (29.4%)	50,700 (30.8%)
世帯数	61,541	63,337	63,626	63,282
1世帯当り人員	2.96	2.77	2.68	2.60

資料：高岡市総合計画基本構想

【図表2 高岡市の外国人登録者数の推移】

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
総数	2,520人	2,550人	2,976人	3,096人	3,139人
ブラジル	1,577人	1,614人	1,799人	1,965人	1,984人
中国	284人	309人	408人	467人	556人
フィリピン	321人	299人	421人	319人	250人
韓国・朝鮮	155人	149人	133人	124人	114人
パキスタン	9人	13人	23人	35人	48人
その他	174人	166人	192人	186人	187人

高岡市生活環境部市民課調べ(3月31日現在)

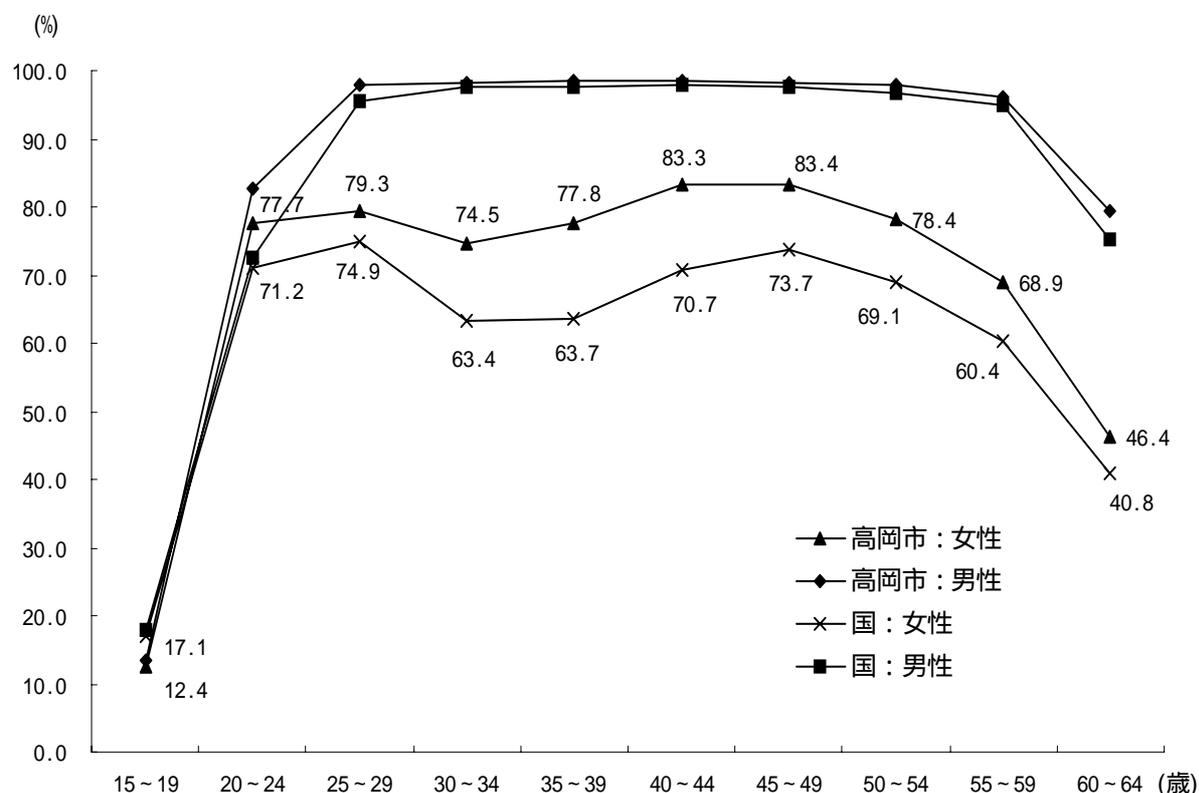
平成17年以前は、旧高岡市(各年3月31日現在)と福岡町(各年4月1日現在)の数値を合算したもの

## オ 働き方、職場での男女の状況

## ・高い女性の労働力率

富山県内の女性労働力率\*は、2005(平成17)年52.6%(国48.8%)で、全国第5位と高い状況です。高岡市の年齢別男女別労働力率を国と比較すると、とりわけ30歳代前半の結婚・出産・育児等に起因した離職による落ち込みが低く(M字の底が浅い)、さらに40~44歳層から45~49歳層にかけての労働力率が、20~24歳層より高い傾向にあります。また、県内女性の家事専業者の割合(女性15歳以上人口に占める割合)は、2005(平成17)年で25.2%と、国(29.6%)より低く、ここ25年間ほとんど変化していません。

【図表3 年齢別男女別労働力率】(高岡市・国)



資料：平成17年国勢調査

### ・高い女性の就業率、共働き率

富山県内の女性就業率\*（15歳以上人口に占める就業者の割合）は、2005(平成17)年、50.8%、高岡市は50.4%で、1975(昭和50)年頃から大きな変化はなく、全国平均(46.4%)より高い状況です。

また、2005(平成17)年の県内女性就業者の有配偶者率は67.8%（国59.3%）、共働き率\*は56.8%（国45.2%）、平均勤続年数は11.5年（国8.7年）と、いずれも国より高い状況です。

これらのことから、富山県では、男性はもとより女性も各年代を通して仕事を続ける生活スタイルがうかがえます。

また、県内女性全雇用者におけるパート、アルバイトの比率は、国に比べて低い状況ですが、人数、比率とも増加傾向にあります。

【図表4 女性雇用形態別就業者数及び比率の推移】（富山県・国）

富山県		単位：千人		
	平成4年	9年	14年	
女性雇用者	212	224	215	
うちパート・アルバイト	53	64	70	
構成比	25.0%	28.6%	32.6%	

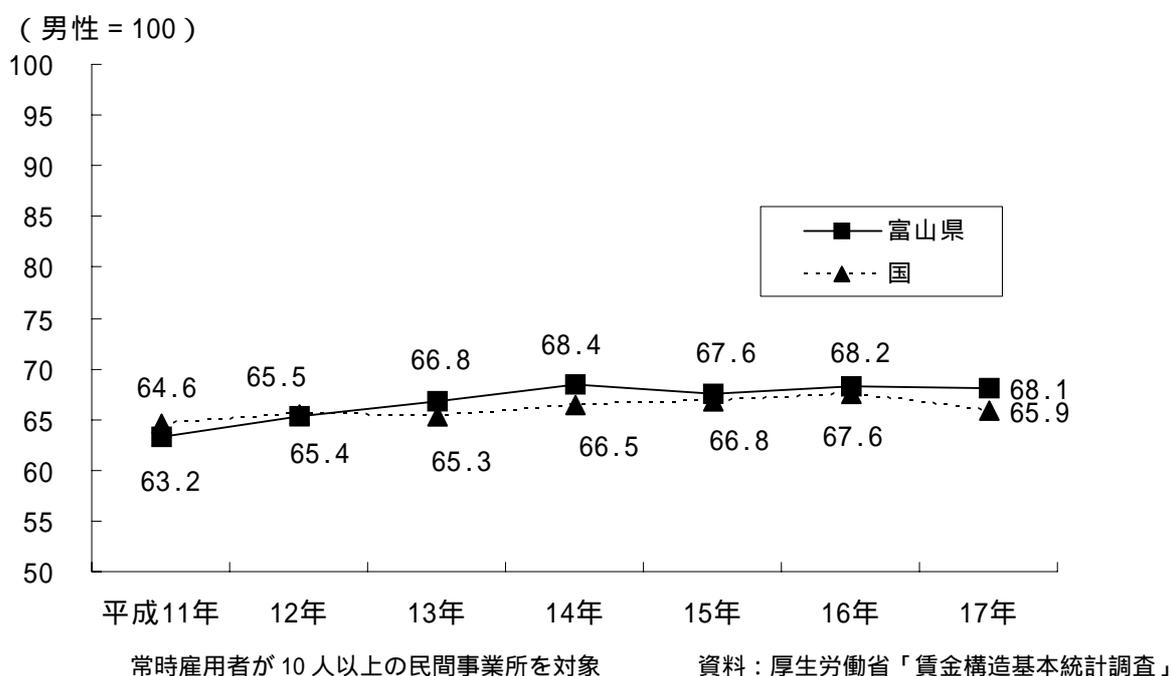
国		単位：千人		
	平成4年	9年	14年	
女性雇用者	20,529	21,867	22,531	
うちパート・アルバイト	6,871	8,254	9,337	
構成比	33.5%	37.7%	41.4%	

資料：総務省統計局「就業構造基本調査」

### ・差がある男女の所定内給与額

平成17年の10人以上の常用労働者を雇用する民間事業所における労働者の所定内給与額\*をみると、国では男性を100とした場合、女性は65.9と低くなっています。富山県の女性は68.1となっており、これは、富山県における女性労働者の平均年齢が、41.4歳(国38.7歳)、平均勤続年数11.5年(国8.7年)と高いため、給与差が全国平均より小さくなっていると考えられます。また、男性労働者の平均年齢は、41.7歳(国41.6歳)、平均勤続年数13.5年(国13.4年)と、全国平均と比べて若干高い状況です。

【図表5 男性を100とした場合の女性の所定内給与額の推移】(富山県・国)



### ・少ない女性管理職の割合

企業規模100人以上の民間企業における管理職の女性割合は、1990年代からやや上昇していますが、男性に比べるとはるかに少数です。また、係長、課長、部長と、職階が上がるにつれて割合は減少しています。

【図表6 役職別管理職に占める女性の割合の推移】 (国) (単位：%)

	管理職	部長職	課長職	係長職
平成7年	8.6	1.3	2.8	7.3
平成12年	9.0	2.2	4.0	8.1
平成17年	9.6	2.8	5.1	10.4

資料：総務省統計局「労働力調査」  
厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

## カ 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)の相談件数等の増加

ドメスティック・バイオレンス\*(以下「DV\*」といいます。)に関する相談件数は、富山県女性相談センター、富山県民共生センター併せて、平成12年度は488件であったのに対し、DV防止法\*が全面施行された平成14年度には1,000件、平成15年度は1,397件、平成16年度は2,431件と著しく増加傾向にあります。増加の原因としては、これまで夫婦間のプライベートな問題として潜在化していた被害が、DV防止法の施行等により表面化したことが大きな要因ではないかと考えられます。また、女性相談センターにおける一時保護\*人数、保護命令\*の発令件数とも、相談件数と同様、増加傾向にあります。

【図表7 女性相談員が受け付けたDVに関する相談件数】(富山県・高岡市)  
(単位:件)

	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
県民共生センター	30	54	39	31	31	39	49
女性相談センター	458	749	961	1,366	2,400	1,454	2,264
計	488	803	1,000	1,397	2,431	1,493	2,313
高岡市男女平等推進センター					90	213	373

女性相談センターの件数は、女性相談センター、富山市及び高岡市の各女性相談員が受付・処理した件数

【図表8-1 DV被害者の一時保護件数】(富山県・国)

(単位:人)

	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
富山県 (女性相談センター)	15	25	33	32	47	29	43
国	458	2,680	3,974	4,296	4,535	4,438	-

【図表8-2 保護命令の発令状況】(富山県・国)

(単位:件)

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
富山県	*9	16	12	24	14	20
国	*289	1,282	1,498	1,874	2,149	2,180

\*平成13年度は、6カ月間の件数

資料:富山県 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」  
高岡市 「男女平等・共同参画推進状況等(年次報告)」

## キ 児童、高齢者に対する虐待の増加

児童虐待相談件数は、近年、急激に増加しています。

富山県においても、平成15年度116件から平成17年度251件と約2倍になっています。

子どもや高齢者への虐待は、大きな社会的問題として周囲の人たちへの理解が進んだこと等により、市の相談窓口寄せられる児童虐待や高齢者虐待の相談件数(実件数)についても、増加傾向にあります。相談件数は少数ですが、これ以外にも虐待が行われているケースはかなり潜在しているものと推定されます。

【図表9 児童虐待相談件数】(富山県・国)

	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
富山県	101件	87件	93件	116件	192件	251件	260件
国	17,725件	23,274件	23,738件	26,569件	33,408件	34,451件	37,343件

富山県厚生部児童青年家庭課調べ

【図表10-1 高岡市の相談窓口によせられた児童虐待相談件数】

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
4件	2件	15件	19件

高岡市福祉保健部児童育成課調べ

平成17年度以降の数値は、児童福祉法の一部改正(平成16年12月施行)により、児童虐待に係る通告先に市町村が拡大されたため、市の相談窓口寄せられる相談件数が増加したものの。

【図表10-2 高岡市の相談窓口によせられた高齢者虐待相談件数】

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
2件	2件	7件	6件	21件

高岡市福祉保健部高齢介護課調べ

平成18年度の数値は、高齢者虐待防止法の施行(平成18年4月施行)により、高齢者虐待に係る市町村の相談、指導及び助言が義務付けられたため、市の相談窓口寄せられる相談件数が増加したものの。

## ク ひとり親世帯の増加

高岡市におけるひとり親世帯数は増加傾向にあり、平成13年と18年を比較すると14.3%増加しています。

父子世帯数については27.9%増加しており、特に離婚を原因とした世帯が大幅に増加しています。

【図表 11 高岡市の原因別ひとり親世帯数】

単位：世帯、各年4月1日現在

	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
死別 (うち父子世帯)	201 (31)	201 (24)	205 (31)	211 (30)	227 (35)	162 (30)	135 (29)
離婚 (うち父子世帯)	1,030 (97)	1,108 (97)	1,178 (109)	1,245 (129)	1,360 (139)	1,258 (133)	1,274 (133)
未婚 (うち父子世帯)	71 (1)	63 (0)	71 (0)	73 (0)	67 (0)	87 (2)	68 (0)
その他	23	20	20	18	16	7	25
計 (うち父子世帯)	1,325 (129)	1,392 (121)	1,474 (140)	1,547 (159)	1,670 (174)	1,514 (165)	1,502 (162)

数値は、児童扶養手当受給者及びひとり親医療受給者の数をもとに算出。

高岡市福祉保健部児童育成課調べ

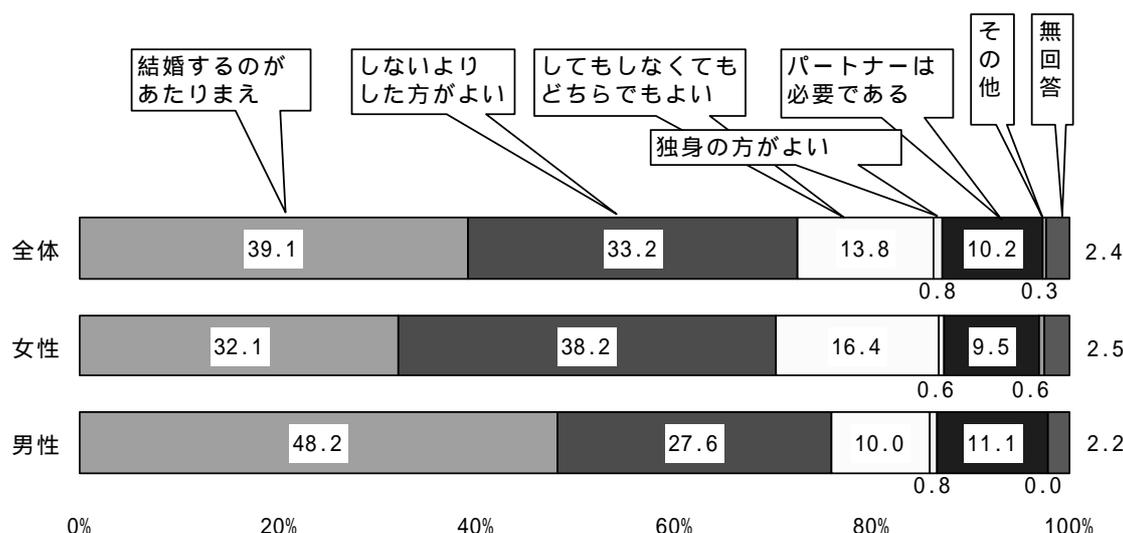
### (3) 市民等の意識調査結果

#### ア 結婚観

男性では、「結婚するのがあたりまえ」と考える人が男性全体のほぼ半数であるのに対し、女性では約3割にとどまっています。「結婚するのがあたりまえ」と「しないよりした方がよい」という結婚に対する考え方については、男女とも高くなっています。

また、年代別にみると、若い世代ほど、「結婚するのがあたりまえ」と考える人が減少する傾向にあります。(20歳代 15.0%、30歳代 21.6%、40歳代 23.5%、50歳代 36.2%、60歳代 55.0%、70歳代 60.5%)

【図表 12 結婚観】 (高岡市)

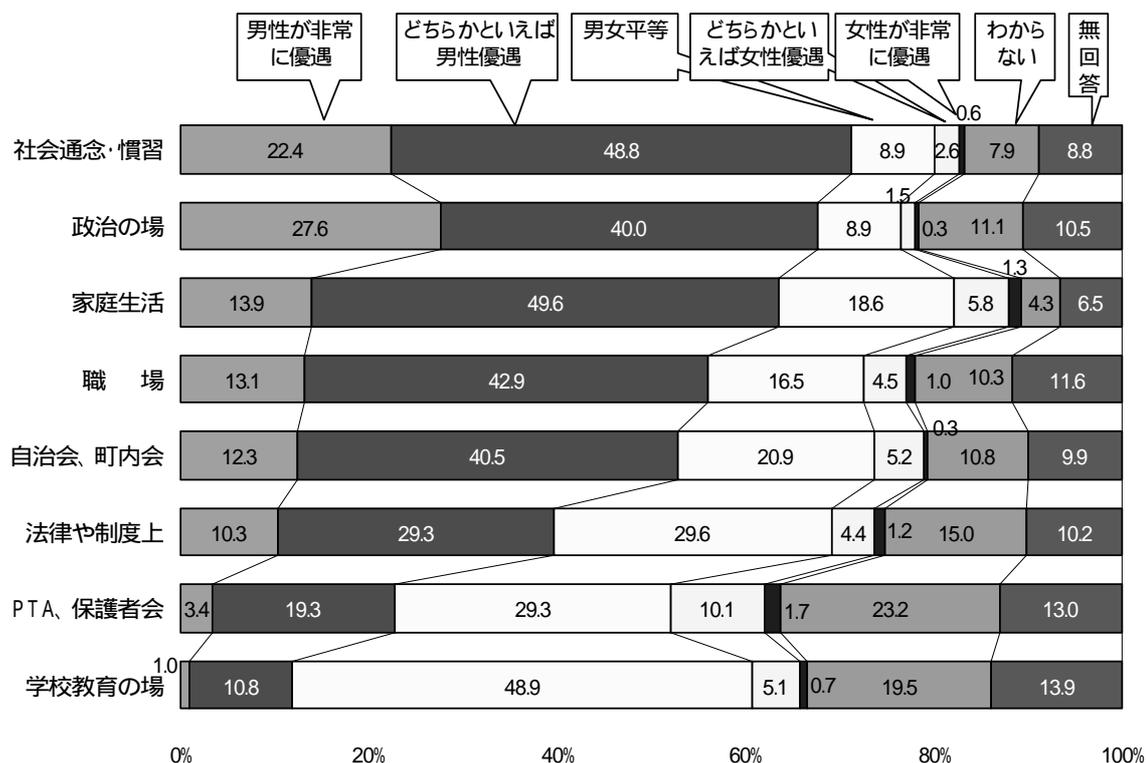


資料：高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査報告書（平成17年3月実施）

## イ 男女の地位の平等感

「男女は平等である」という意識は、「学校教育の場」や「法律や制度上」でやや浸透していますが、「社会通念・慣習」等においては、まだまだ低い傾向にあります。

【図表 13 男女の平等感の概況】（高岡市）



資料：高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査報告書（平成17年3月実施）

【図表 14 男性の方が女性より「非常に優遇されている」又は「どちらかといえば優遇されている」と感じている人の合計の割合】（富山県・国）

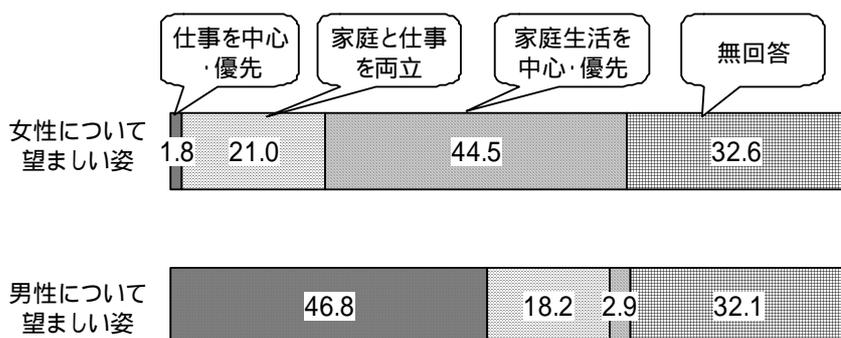
	社会通念・慣習	政治の場	家庭生活	職場	法律や制度上	学校教育の場
富山県	74.0%	62.5%	63.1%	69.1%	40.7%	18.3%
国	74.7%	71.9%	49.3%	59.4%	46.1%	13.7%

資料：富山県 「男女共同参画社会に関する意識調査報告書」（平成16年12月実施）  
 国（内閣府）「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成16年11月実施）

## ウ 仕事と家庭生活への関わり方に対する意識

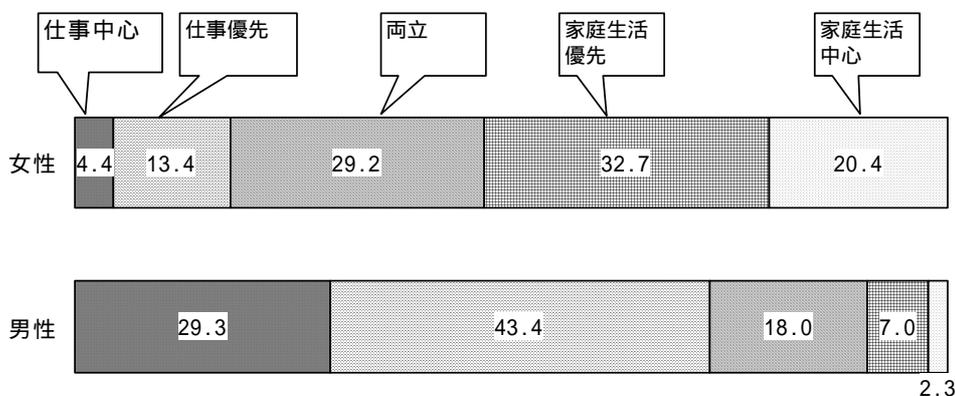
男性は「仕事を優先」、女性は「家庭生活を優先」とする意識が半数近くある一方、「家庭と仕事を両立する」という意識は、男性・女性とも共通してあることがうかがえます。

【図表 15-1 仕事と家庭生活の望ましい在り方】 (高岡市)



資料：高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査報告書（平成17年3月実施）

【図表 15-2 実際の「仕事と家庭生活の在り方」】 (高岡市)



資料：高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査報告書（平成17年3月実施）

【図表 16 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成・反対等の人の割合】 (富山県・国)

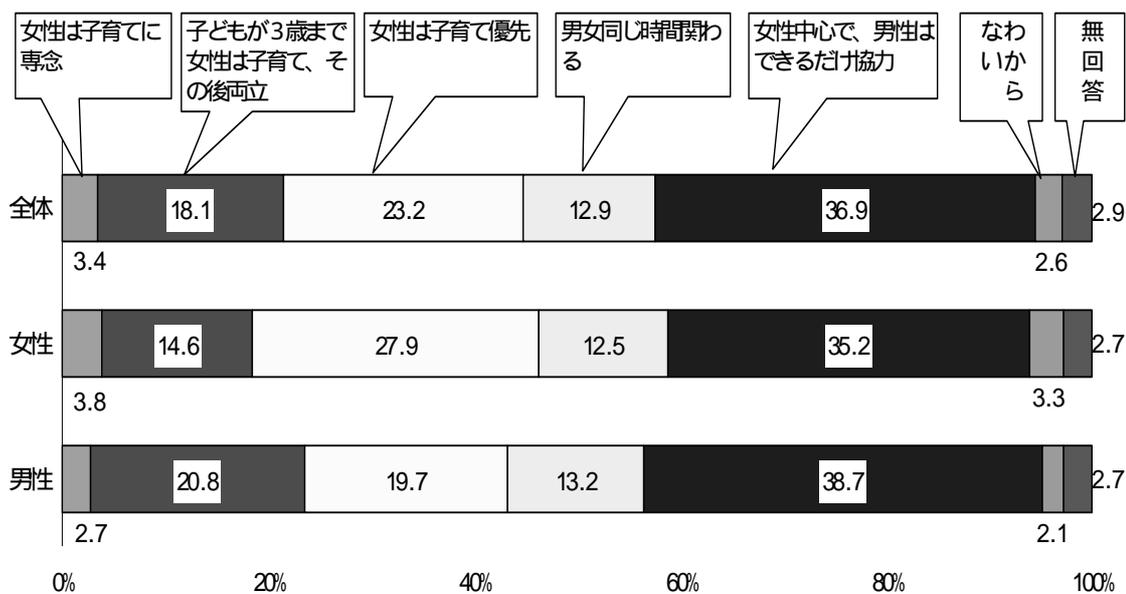
	性別	賛成・どちらかといえば賛成		反対・どちらかといえば反対	
富山県	女性	40.0%	36.2%	43.8%	48.1%
	男性		44.5%		38.7%
国	女性	45.2%	41.2%	48.9%	53.7%
	男性		49.7%		43.3%

資料：富山県 「男女共同参画社会に関する意識調査報告書」(平成16年12月実施)  
 国(内閣府)「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成16年11月実施)

## エ 子育てと仕事の両立に対する意識

子育ては、「女性中心で男性はできるだけ協力する」「女性が優先する」「子どもが3歳まで女性は子育て、その後両立する」「女性が専念する」といった意識が、男女とも大きく、「男女同じ時間関わる」意識は、女性にやや強い傾向があります。

【図表 17 子育てと仕事の在り方】（高岡市）



資料：高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査報告書（平成17年3月実施）

【図表 18 「男性も家事・育児をすべきである」という考え方に賛成・反対等の人の割合】（富山県）

富山県	性別	賛成		どちらかといえば賛成		どちらかといえば反対		反対	
		賛成	賛成	賛成	賛成	反対	反対	反対	反対
	女性	29.9	40.7%	45.4%	39.4%	9.3%	5.5%	2.8%	1.9%
	男性	29.9	17.2%	45.4%	52.6%	9.3%	13.7%	2.8%	3.8%

資料：富山県男女共同参画社会に関する意識調査報告書（平成16年12月実施）

## オ 家庭における役割分担の状況

家事、育児、介護とも妻の分担が高く、次いで夫婦同等となっています。

【図表 19 家庭における家事等の役割分担の状況】（富山県）

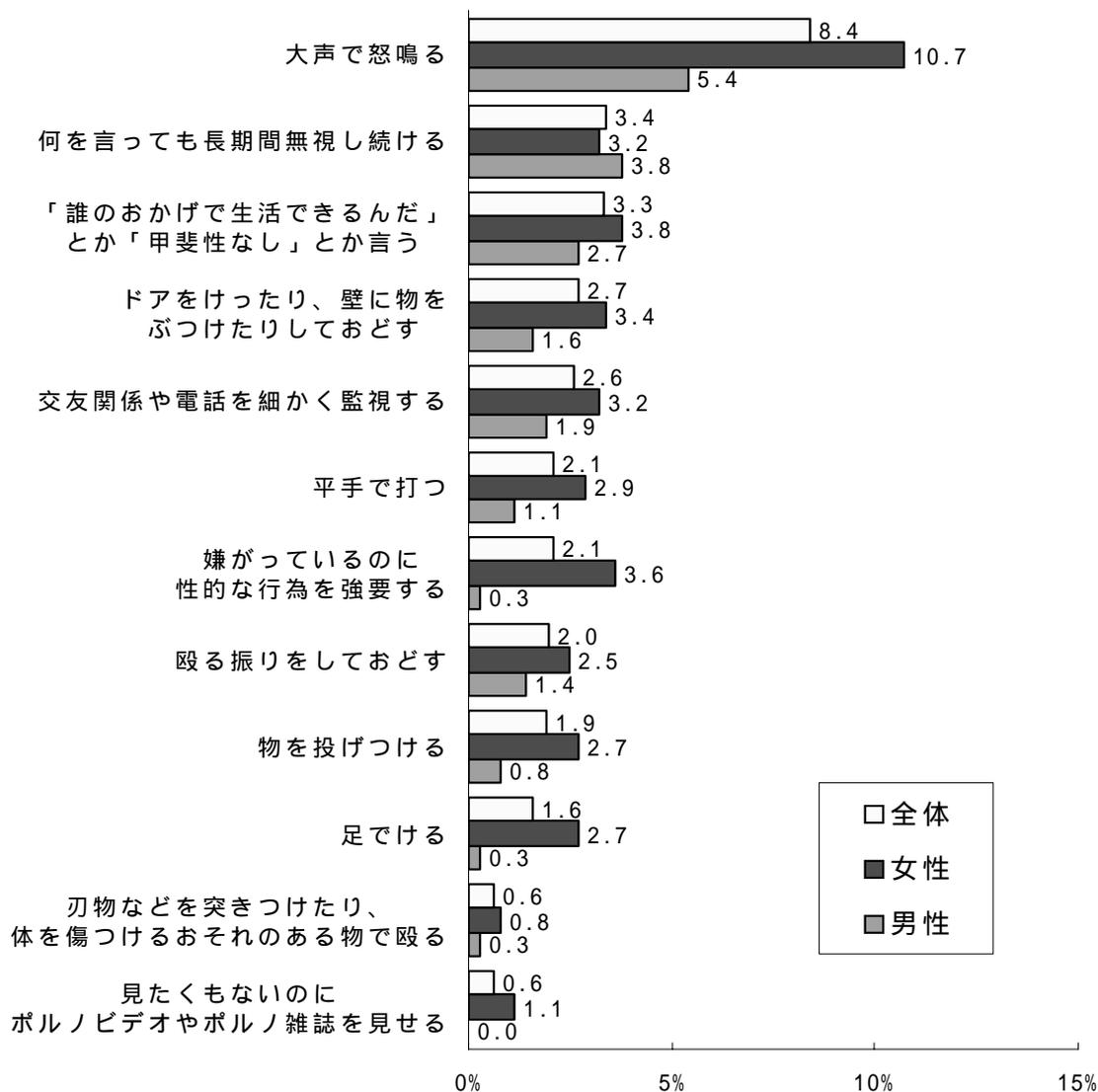
富山県	役割	妻	夫	夫婦同等
	家事	78.6%	0.8%	8.8%
	育児	62.8	1.1%	17.6%
	介護	47.7%	1.3%	25.2%

資料：富山県男女共同参画社会に関する意識調査報告書（平成16年12月実施）

## カ DVに関する状況

市が実施した意識・実態調査では、女性の35.9%、男性の20.8%がDV\*被害の経験があると答えています。

【図表20 配偶者・パートナー等から何度もされた暴力行為(複数回答)】(高岡市)

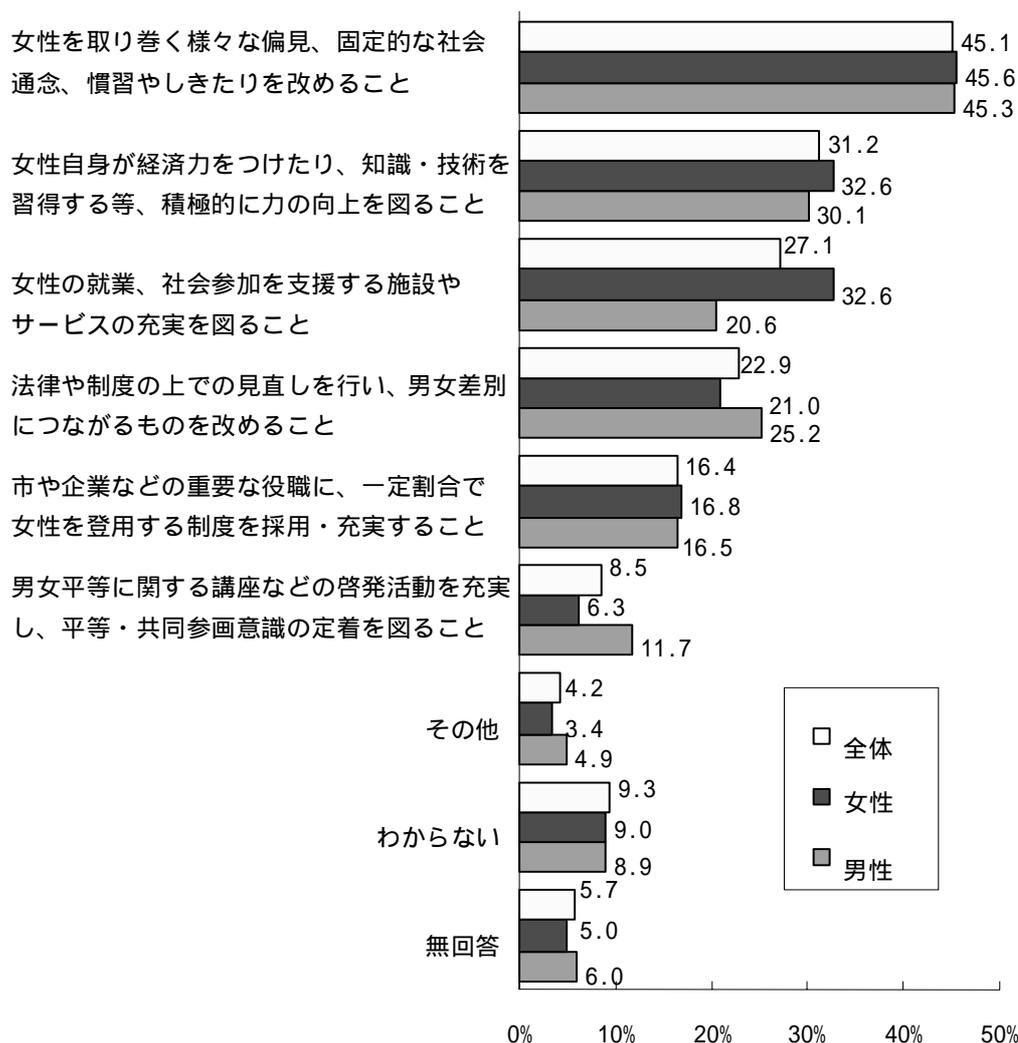


資料：高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査（平成17年3月実施）

## キ 男女平等・共同参画推進のために必要な課題

「女性を取り巻く様々な偏見・固定的な社会通念、慣習やしきたりを改めること」が最も高く、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること」「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」など女性の自立に関する項目も上位になっています。

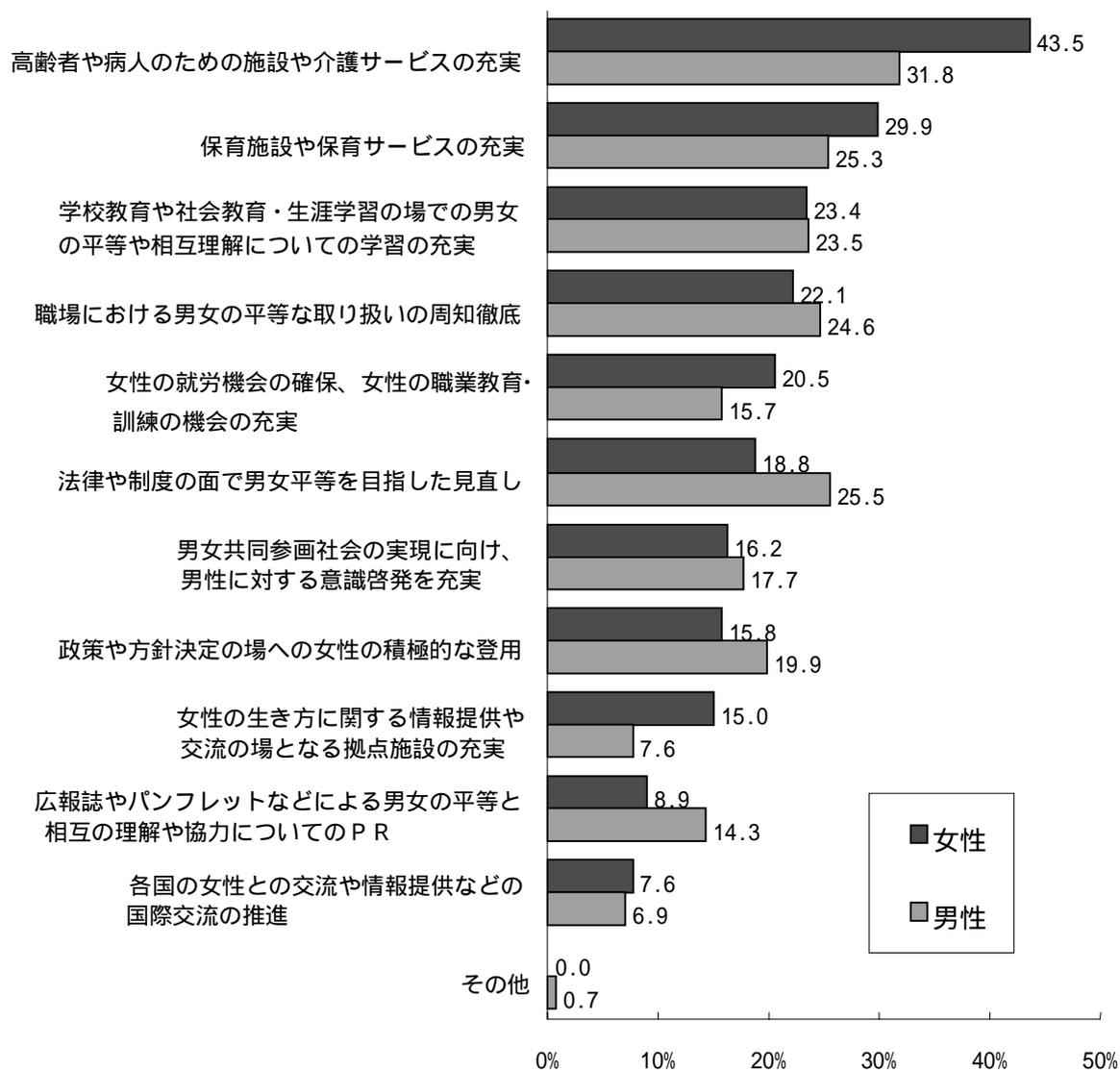
【図表 21 男女平等・共同参画推進のために必要だと思う課題等（複数回答）】（高岡市）



## ク 男女平等・共同参画社会実現のための施策

「高齢者や病人のための施設や介護サービスの充実」が最も高く、次いで、「保育施設や保育サービスの充実」「学校教育や社会教育・生涯学習の場での男女の平等な取扱いの周知徹底」「法律や制度の面での男女平等を目指した見直し」等が上位を占めています。

【図表 22 男女共同参画社会実現のために推進すべき施策等（3つまで回答可）】（富山県）



資料：富山県男女共同参画社会に関する意識調査報告書（平成16年12月実施）

## 7 計画の体系表（基本目標・重点課題・施策の方向）

基本目標	重点課題	施策の方向
男女があらゆる分野に平等に参画できる機会の確保	1 政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進	(1) 市の施策・方針決定過程への共同参画の促進 ----- (2) 事業者の方針決定過程への共同参画の促進 ----- (3) 地域活動組織等の方針決定過程への共同参画の促進
	2 固定的な性別役割分担意識等による慣行等の解消	(1) あらゆる場における男女平等・共同参画の視点・気運の醸成や配慮 ----- (2) 多様な選択を可能にする教育、学習等の充実
	3 地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進	(1) 市民の参画への支援 ----- (2) 参画とまちづくりとの有機的な連携の促進
家庭生活や仕事、地域活動等における平等な参画とそれらが両立できる環境の整備	4 仕事と育児・介護等とを両立するための環境の整備	(1) 子育て支援の整備・充実 ----- (2) ひとり親家庭等への自立支援の整備・充実 ----- (3) 高齢者、障害者への介護・自立支援の整備・充実
	5 家庭・地域活動における男女の相互協力の推進	・ 男女の共同意識の促進
	6 国際化社会における理解と交流	(1) 地域における在住外国人との共生 ----- (2) 国際的な女性問題等への理解と国際交流等の推進
男女が個人として尊重され、能力が発揮できる環境の整備	7 仕事の場における男女の共同参画の推進	(1) 雇用の場における男女平等の視点の促進 ----- (2) 女性の能力開発・育成の促進
	8 人権尊重の意識の醸成	(1) 学校教育等での人権尊重を進める学習の推進 ----- (2) 生涯学習での人権尊重を進める学習の推進 ----- (3) 人権擁護体制の推進
	9 あらゆる暴力的行為や虐待の根絶	(1) 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)の防止 ----- (2) 子どもや高齢者等の虐待の防止
男女の健康の確保	10 男女の生涯を通じた健康支援	(1) 健康管理・保持増進のための支援 ----- (2) 妊娠・出産等に関する健康支援 ----- (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
計画の総合的な推進	11 プランの有機的な推進	(1) 男女平等・共同参画の理解・促進 ----- (2) 推進体制の充実・強化

## 第2章

### 基本目標、重点課題及び施策の方向

- 基本目標** 男女があらゆる分野に平等に参画できる機会の確保  
(重点課題 1 ~ 3・現状と課題・施策の方向)
- 基本目標** 家庭生活や仕事、地域活動等における平等な参画と  
それらが両立できる環境の整備  
(重点課題 4 ~ 6・現状と課題・施策の方向)
- 基本目標** 男女が個人として尊重され、能力が発揮できる環境の整備  
(重点課題 7 ~ 9・現状と課題・施策の方向)
- 基本目標** 男女の健康の確保  
(重点課題 10・現状と課題・施策の方向)
- 基本目標** 計画の総合的な推進  
(重点課題 11・現状と課題・施策の方向)

\*は、「プランの用語解説」を参照

## 基本目標 男女があらゆる分野に平等に参画できる機会の確保

多様な意見や意思を反映するため、男女が性別による固定的な役割分担意識にしばられず、政策や方針等の決定の場に対等に参画し、十分に能力を発揮しあいながら活動し、共に責任を担うしくみのあるまちをめざします。

これを実現していくために、平等を推進するしくみをつくり、いろいろな分野において男女の平等や共同参画を阻んでいる制度・慣行等の見直しを進めていくこととします。

さらに、男女平等・共同参画\*の視点や気運の醸成に努め、様々な分野への市民の参画を促進するとともに、依然として残る性別による固定的な役割分担意識の払拭を図っていきます。

### 重点課題1 政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進

#### <現状と課題>

##### ・市の各種審議会・委員会の共同参画

これまで、各種審議会・委員会\*における女性委員比率の目標を旧プラン(「高岡市男女平等推進プラン(平成13年3月策定)及び福岡町ヒューマンプラン(平成11年3月策定)」以下同じ。)に掲げるなどして、女性の登用に取り組んできました。また、委員の公募や市民からの意見募集を行うとともに、会議資料や審議概要をホームページに公開し、市民が共同参画しやすい環境整備に努めてきました。

委員には、官公庁機関の一定の職務にある人を充てる委員(いわゆる充て職)や、農業委員などの選挙による委員など、市が自ら選考することができない委員が含まれることがあります。平成19年3月31日現在の各種審議会・委員会の女性委員比率は25.6%(いわゆる充て職者を除いた場合は29.8%)、平成19年4月1日現在の行政委員会\*の女性委員比率18.0%(選挙選出者を除いた場合は34.6%)となっています。

これらの現状を踏まえ、女性の比率を上げていくためには、委員の参画方法、委員会の運営方法等の検討が必要です。

##### ・市役所等の共同参画

これまで、市職員や市立小・中・特別支援学校教職員の管理・監督者への女性の登用等については、市の政策決定の場への共同参画として旧プランに掲げて進めてきました。(教職員の登用については県教育委員会の所管となっています。)

女性参画等の割合を、平成12年度(旧高岡市)と平成19年度(新高岡市)を比較してみると、市職員の副主幹以上は7.4%増、市立小・中・特別支援学校長は3.3%増、同教頭は12.2%減となっています。

高岡市の一般行政職職員(一般行政職職員とは、消防・水道・医療・技能労務職を除いた職員)の登用状況(H19.4.1現在)

- ・副主幹（係長相当職）以上の職員 女性 22.4%、男性 77.6%
- （・高岡市の一般職職員の男女比 女性 48.3%、男性 51.7%）

市立小・中・特別支援学校教職員の管理監督者（H19.4.1 現在）

- ・校長 女性 37.5%、男性 62.5%
- ・教頭 女性 37.8%、男性 62.2%

これらの現状を踏まえ、市の政策・方針決定過程への共同参画のさらなる促進が課題です。

### ・企業、個人事業所等の共同参画

これまで、企業における女性管理職の登用や農林水産業・商工業等の個人事業所における女性の経営への参画を旧プランに掲げ促進を図ってきました。

しかし、民間事業所における女性管理職の割合は、まだまだ少ない状況です。（12P 図表 6 参照）

また、個人事業所等においては、実質的に女性が経営を担っている場合であっても代表者が男性になることや家族従業員としての女性の位置づけが曖昧なことなど、労働の公私の別が不透明な部分もあると考えられます。

これらのことから、企業における女性管理職の積極的登用が望まれるとともに、個人事業所においても、慣習等にとらわれず、代表者としての位置づけも含め、男女が共同参画をすることによって経営の向上をめざすことが重要です。

### ・地域活動組織等の共同参画

これまで、地域活動組織\*への女性リーダー（会長等）については、参画拡大を旧プランに掲げて進めてきました。しかし、地域活動組織の中の自治会やPTAにおいて、女性リーダーは、依然として少ない状況にあります。

高岡市内の自治会における女性会長の比率（H19.5 現在、市民協働課調べ）

- ・自治会長 女性 1.8%（11/602名）、男性 98.2%
- ・校下（地区）連合自治会長 女性 0%（0/36名）、男性 100%

高岡市立小・中・特別支援学校における女性PTA会長の比率（H19.4.1 現在）  
0%（0/40名）

高岡市における地域活動者等の比率（H19.4.1 現在）

- ・福祉活動員（H18.5.1 現在）女性 73.6%、男性 26.4%
- ・高齢福祉推進員 女性 64.8%、男性 35.2%
- ・健康づくり推進員 女性 66.6%、男性 33.4%
- ・ヘルスポランティア 女性 99.6%、男性 0.4%
- ・生涯スポーツ指導員 女性 60.4%、男性 39.6%
- ・体育指導委員 女性 30.9%、男性 69.1%
- ・富山県男女共同参画推進員\* 女性 54.7%、男性 45.3%

また、自治会、町内会の分野においては、男性が優遇されていると感じる人が多いという調査結果があります。（16P 図表 13 参照）

地域組織活動において、多様な意見等を反映するため、組織の構成員に、女性リーダーの登用や男女の共同参画への拡大を図ることが望まれます。

## < 施策の方向 >

### (1) 市の施策・方針決定過程への共同参画の促進

- ・ 市の審議会・委員会\*等の女性委員比率については、目標値を設定し、公募制の活用など、委員の選出方法、運営方法等を見直しながら課題解決に努め、女性の参画を促し目標の達成を図ります。
- ・ 行政委員会\*の女性委員比率については、目標値を設定し、これを達成していく中で、農業委員への女性の参画について、農業団体等に働きかけていきます。
- ・ 審議会等の女性委員の参画状況についての調査を継続し、問題点等を明確にし、解決を図りながら、女性の参画度が低い審議会の解消に努めるなど、男女の共同参画を進めていきます。
- ・ 人権擁護委員\*等国・県の委員への推薦については、女性の参画に配慮していきます。
- ・ 政策の立案、決定の場に男女が共同で参画することや、政治への参加の重要性、選挙権行使の大切さについて、様々な機会をとらえ啓発していきます。
- ・ 広く市民に計画案等を公表し、意見を募集するパブリック・コメント\*の活用を図るなど、いろいろな形で政策決定に対する関心を広めていきます。
- ・ より広く市民の参画を得るよう、いろいろな活動経験者等の情報を収集するとともに、登録など参画の方法を検討し実施していきます。
- ・ 市職員の登用については、個人の能力、意欲、適性等に十分配慮し、共同参画を進める市民のモデルとして男女平等に行っていきます。
- ・ 市立小・中・特別支援学校の管理監督にかかる教職員については、性別によることなく、学校の管理・運営について見識と指導、統率力を有する人の登用を図るよう努めていきます。

### (2) 事業者の方針決定過程への共同参画の促進

- ・ 市は、国・県・関係機関等と連携して、セミナーや情報誌など、事業者に対し様々な機会をとらえ、ポジティブ・アクション\*等適切な情報の提供に努めます。  
また、事業活動において女性の意見や意思を反映することの重要性・必要性並びに女性の管理職登用等について事業者に対し働きかける等の普及・啓発に努めます。
- ・ 国の農山漁村男女共同参画推進指針や県等の方針並びに県内における農協個人正組合員への女性の加入促進や女性の経営参画の動きが進み始めてきていることを踏まえ、参画促進のための取組を更に働きかけていきます。
- ・ 自営の農林水産業・商工業者における女性の経営への参画については、関係団体等を通して理解が得られるよう努めていきます。

**(3) 地域活動組織等の方針決定過程への共同参画の促進**

- ・ 市は、自治会やPTA、農林水産業、商工業、福祉、教育等の各団体が、活動への男女平等・共同参画\*や女性の役員への参画が、積極的、主体的に進むよう、ポジティブ・アクション\*等実効ある方策について適切な情報を提供するなど、積極的に支援します。
- ・ 女性の意見を施策に、より反映させていくためには、いろいろな方針決定の場へ女性の参画を進めるとともに、女性のより積極的な姿勢も重要と考えられます。  
女性自身や男性も意識を変えていくことが重要であり、市は、講座や情報誌でこのことを啓発していきます。

## 重点課題2 固定的な性別役割分担意識等による慣行等の解消

### <現状と課題>

#### ・性別による役割分担意識の払拭と男女平等・共同参画の学習等の充実

これまで、性別による役割分担意識\*の払拭、制度・慣行等の見直しにつながる講座の開催や情報誌の発行等に取り組んできました。

いろいろな機会に、生涯学習や男女平等・共同参画\*等の視点に立った講座・講演会を行うとともに、男女平等教育については、個に応じた進路指導や学習指導、生徒指導など学校教育全体を通して推進してきています。

保育所、幼稚園等の幼児教育や介護・看護等の従事者については、女性が多いなどの偏りが見られます。

男性職員数(H18.3.31現在)

保育士 7人(私立5人・市立2人) 市栄養士1人、市看護師 11人、市介護士 1人

市の広報やいろいろな刊行物等においては、性別による固定的な役割分担意識を助長する表現等がないよう、十分留意をしてくれています。

また、条例に基づき、職場や学校、団体などでの性差別や人権侵害、市の男女平等・共同参画の推進施策等への苦情等の申出を公平・中立的な立場で処理する第三者処理機関として、「高岡市男女平等問題処理委員会\*」を設置しています。

市の男女平等・共同参画に関する意識・実態調査(平成17年3月実施)等においては、男性は「仕事を優先」、女性は「家庭生活を優先」とする意識が半数近くある一方、「家庭と仕事を両立する」という意識は、男性・女性ともあることがうかがえます。(17P図表15-1、16参照)

あらゆる場への参画機会が公平に開かれ、男女が、固定観念にしばられることなく、個人として尊重され、自らの人生を主体的に選択して互いに支え合って、社会を築いていけるようにしていくことが重要です。

### <施策の方向>

#### (1) あらゆる場における男女平等・共同参画の視点・気運の醸成や配慮

- ・福祉や保健、スポーツ・文化活動等を地域で行うボランティアグループ、市民活動団体等について、活動内容や担い手を性による固定的な見方でとらえていないか検討し、男女で担うようにしていきます。
- ・福祉、健康、消費生活等は女性向きといった考え方や、会長は男性で働き手は女性といった考え方など、地域活動の中に残る固定的な性別による役割分担意識について、活動に関わる様々な機会を通して解決を図っていきます。
- ・職場、家庭、地域等様々な場における、性別による偏りにつながると考えられる慣行等について、見直しが図られるよう努めます。

- ・ 国における制度等の検討や施策の男女平等・共同参画社会\*の形成に及ぼす影響調査等の動きを踏まえるとともに、事業や制度等において、男女に平等に作用していない（実質的に共同参画を妨げている）課題等を明らかにし、その解消に努めます。
- ・ 性別による固定的な役割分担意識\*を払拭していくために、講座や生涯学習等、様々な機会をとらえて啓発を行い、意識改革を働きかけ、あらゆる分野での共同参画を進めていきます。
- ・ 国の税制や社会保障制度等の見直しの動きを見据え、講座やセミナー等に反映させるとともに、様々な機会を通して、未だに残る男女の性別による役割分担意識の解消を図っていきます。
- ・ 政策・方針決定過程への参画に資するよう、現代的課題も含めた幅広い内容、テーマを盛り込み、役割分担意識にとらわれない視点等について認識を深める学習機会を提供していきます。
- ・ 市職員や市民が、人権や性別による固定的な役割分担意識等に敏感な視点を持つよう情報誌等で啓発していきます。
- ・ 全市職員が、性別による役割分担の意識にとらわれずに業務を遂行するよう、各階層での研修等を行っていきます。
- ・ 市など公的機関は、発行する印刷物やインターネットなど様々な媒体による情報等を発信する上で、男女の人権の尊重に十分配慮するとともに、市民など受け手に対し固定的な性別による役割分担意識を助長する表現のないよう、さらに周知、徹底させていきます。  
また関係団体や市民にも啓発していきます。
- ・ 市民及び事業者等からの男女平等・共同参画に係る施策の苦情等の申出に対応し処理する「男女平等問題処理委員会\*」を設置・運営することにより、男女平等・共同参画の公平な推進体制を確保します。

## (2) 多様な選択を可能にする教育、学習等の充実

- ・ 幼児及び小・中学校教育において、固定的な性別役割分担の意識によらない職業観と主体的に多様な選択ができる能力を身に付けることができるよう、育成・指導に努めます。
- ・ 学校教育において、自立や男女共同参画の意識を形成する教育等を様々な形で取り組んでいきます。
- ・ 教職員について、男女共同参画の理念や意識を高めるための研修を充実していきます。
- ・ 乳幼児期から、男女共同参画の意識を育てるため、保育士等職員の研修を充実していきます。

- ・ 社会教育等に携わる人たちについて、様々な機会をとらえて、男女共同参画についての学習機会を提供していきます。
- ・ 就業体験を通して性別にとらわれない職業観を養う等のために、インターンシップ\*の普及を図るとともに、市においても多様な就業体験の場の一つとして、大学生等を積極的に受け入れていきます。

**重点課題3 地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進****<現状と課題>****・市民のまちづくりへの参画と男女平等・共同参画の推進**

これまで、地域活動、ボランティア活動などの推進を旧プランに掲げ、多様な市民活動への理解を深め、市民のまちづくりへの参画を促すため、講座やフォーラム等の開催、市民活動団体への支援に努めてきました。さらに、市民と行政がこれまで以上に連携を深めながら市民参画によるまちづくりに取り組む指針として「市民と行政の協働のルール\*」を策定しました。

また、生涯学習センター、男女平等推進センターを設置し、市民自らの企画立案能力や男女共同参画意識を高めるための活動拠点の基盤整備等を行ってきました。

近年、地域が安全で快適な生活環境を維持するため、市民が地域に関わり、地域のニーズに対応した活動を展開していくことが求められています。

また、様々な人たちの多様な意見や意思が、男女平等・共同参画\*の推進やまちづくりに反映されるために、男女が一緒になって、防災や環境保全、観光などあらゆる分野の地域活動の場へ参画することが重要であり、特に、女性の視点や知識・経験などをより広く生かしていくことが大切です。

これらのことから、男女平等・共同参画の意識や市民のまちづくりへの参画について、講座や研修会、フォーラム等による啓発を行うとともに、市民及び事業者等と行政が協働して、地域活動の場での男女平等・共同参画をこれまで以上に進めていくことが重要です。

**<施策の方向>****(1) 市民の参画への支援**

- ・ 女性団体・グループなどの男女共同参画をめざす学習活動を支援し、リーダーの養成を図るなど女性の社会参画の促進に努めます。
- ・ 市民協働のまちづくりを推進する市民活動団体等の自立・連携と組織化に関する相談や情報提供等を行い支援していきます。

**(2) 参画とまちづくりとの有機的な連携の促進**

- ・ 市は、県男女共同参画推進員（経験者も含む）や関係する団体等と、地域でのいろいろな男女平等・共同参画を阻む問題等について情報交換を行うなど、市民との緊密な連携体制を作っていくことにします。
- ・ 防災、災害復興、地域おこし、まちづくり、観光、環境保全等の分野に、女性や新たな市民の参画を得るため、行政課題等も取り入れた講座や活動等を実施します。
- ・ ボランティアグループ、市民活動団体、NPO\*法人及び事業者等が、協働してまちづくりを行うため、情報の共有化とネットワークづくりに努めます。

## 基本目標 家庭生活や仕事、地域活動等における平等な参画と それらが両立できる環境の整備

女性も男性も、大人も子どもも高齢者も、障害を持つ人も持たない人も、外国籍の人も、だれもが、自分らしく参画し、個性と能力を十分に発揮し、共に責任を担いつつ、家庭生活や仕事、地域活動等が両立できるまちをめざします。

仕事と家庭生活、地域活動等との両立は、それぞれの分野の男女の共同参画の上に成り立ち、その実現は、各分野で同時に進めてこそ可能となります。

現状では、家庭生活や地域活動においては男性に、仕事の場においては女性に多くの課題があります。それらを解消していくために制度・慣行の見直しをはじめとする各分野における男女の共同参画へのしゅみを整備し、環境を整えていくことが必要です。

また、年齢や障害の有無等にかかわらず、安全・安心して暮らすことができ、一人ひとりが個性を生かし、快適に社会活動に参加できる社会の実現をめざし、ノーマライゼーション\*の理念の一層の定着・推進を図っていきます。

### 重点課題4 仕事と育児・介護等とを両立するための環境の整備

#### <現状と課題>

##### ・男女が安心して子育てと仕事等ができる環境の整備

これまで、延長保育、休日保育、一時的保育等の保育サービスの拡充を図るとともに、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター\*の設置や子育てサロン、放課後児童育成クラブ（学童保育）\*の整備、母子自立支援員\*による一人親家庭に対する相談等に取り組んできました。

しかし、女性が、結婚、出産、育児を経て仕事を続けようとするとき、男性の十分な家事負担が望めず、女性に負担がかかる上に、事業所においては、女性の結婚、出産等をマイナス面にとらえることもあるなど、仕事と家庭生活が両立しにくい現状があります。

また、市の男女平等・共同参画に関する意識・実態調査（平成17年3月実施）等においては、子育てを女性中心と考える意識が男女ともにあります。（18P図表17、18、19参照）

市では、「高岡市次世代育成支援行動計画\*（計画期間：平成17～26年度）」を策定し、家族、学校のみならず各関係機関や地域の人々の理解と協働を得て、子育てを社会全体で支えていく子育て環境づくりをめざしていきます。

また、市は、「高岡市職員子育て支援プログラム\*（計画期間：平成17～21年度）」を策定し、職員が仕事と両立して子育てを行うことができるよう、達成目標を定めて、職場全体で子育て支援に取り組み、子育て中の職員だけでなく、すべての職員にとって働きやすい職場となるよう努めています。

仕事、家庭生活、地域活動に男女がともに参画していくことの重要性を認識し、上記の計画に基づき、子育てに伴う負担感を社会全体で緩和していく環境を整備していくとともに、長時間労働の是正など仕事中心の働き方を見直して、男女が共に仕事と家庭生活等を両立できる社会づくりが求められています。

## ・男女が安心して介護と仕事等ができる環境、高齢期を安心して暮らせる条件の整備

これまで、老人保健施設等の施設建設を始め、介護予防・生活支援事業を実施し、介護休業に関するセミナーの開催や介護相談窓口の設置等、介護を支える体制の整備を図ってきました。

また、高齢福祉推進員の配置により、ひとり暮らし高齢者の不安解消を行うほか、在宅介護家族支援サービス、生活支援サービスの実施により、介護者の負担感の解消、虚弱高齢者の自立に努めるなど安心して暮らせる条件の整備に取り組んできました。

一方、本市においても少子高齢化や核家族化等の進展が見られます。(9P図表1参照)

市では、「高岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(計画期間:平成18年度~20年度)」を策定し、行政・市民・事業者が連携を密にするとともに、地域の人々がお互いに協力し、支え合いながら高齢者が生きがいを持って安心して暮らせるまちづくりをめざしています。

上記の計画に基づき、高齢期の男女の社会参加の機会を提供するとともに、要介護・要援護高齢者への支援や介護保険制度の着実な運用、介護予防など介護体制の充実を図ることが求められています。

## ・ノーマライゼーションの定着・推進

市では、「高岡市福祉のまちづくり条例\*」に基づき、障害のある人もない人も共に生活し活動できるノーマライゼーション\*の理念のもとに、福祉施策を推進してきました。

子どもも高齢者も障害のある人も外国籍の人も、すべての人が人権を尊重され、社会活動に参加して、自信と誇りと喜びを持って生活を送ることができる社会の実現に向け努めていくことが必要です。

### < 施策の方向 >

#### (1) 子育て支援の整備・充実

- ・ 夜間保育、一時的保育等の保育サービスや放課後児童育成クラブ(学童保育)\*、子育て相談など子育て支援体制について、内容の充実を図りながら、病後児保育\*や病児保育\*の方法等について検討していきます。
- ・ ファミリー・サポート・センター\*の運営など、多様化する子育てニーズに対応したサービスの提供に取り組んでいきます。
- ・ 子育てに悩む親のために、親子交流の場の提供や、相談事業の推進を図ります。
- ・ 子育てへの支援施策を総合的に推進する体制の整備を図ります。
- ・ 小・中学生の健やかな成長をサポートする地域の活動を支援し充実を図ります。
- ・ 小・中学生等青少年が抱える悩みや生活上の諸問題について対応する「少年なんでも相談所」等の相談事業の充実を図るとともに、「高岡市青少年相談機関連絡会」を設置し、県等の相談機関との連携体制を整備します。
- ・ 市職員の子育てと仕事の両立を支援するため、育児休業取得及び年次有給休暇取得の促進、超過勤務の縮減について数値目標を定め、子育て環境の整備に努めるとともに、短時間勤務

制度等についても検討していきます。

- ・ 国・県・関係機関等と連携しながら、育児・介護休業法\*等に定められている育児休業制度や育児のための勤務時間短縮の措置等、子育て支援策の普及に努めます。

また、男性の利用が進まない課題を検討して、男性も利用しやすい職場の環境づくりを、事業者等に対して働きかけていきます。

- ・ 国・県・関係機関等と連携しながら、男性の家庭生活への参画や男女が共に地域活動等に関わる時間の確保のために、長時間労働の解消を事業者等に働きかけていきます。

## (2) ひとり親家庭等への自立支援の整備・充実

- ・ ひとり親家庭への経済的支援、就労支援の充実を図ります。
- ・ 母子家庭、父子家庭の抱える問題に対処していくために、相談体制の充実を図ります。

## (3) 高齢者、障害者への介護・自立支援の整備・充実

- ・ 介護需要の動向を見極め、介護保険の充実に努めます。
- ・ 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者同士の訪問等、地域の人達で支えあう体制づくりを進めます。
- ・ 高齢者の住環境の整備や就業機会の確保のほか、介護サービスや日常生活に関する支援等の公的サービスの充実を図ります。
- ・ 高齢者が培った豊かな経験と知識・技能を、家庭、地域、社会等の分野に活かし、高齢者の生きがいの創出、社会参画を促進する施策を進めます。
- ・ 「高岡市福祉のまちづくり条例\*」に基づき、生活・都市施設のバリアフリー化\*等の推進に努めます。  
また、条例の基本理念であるノーマライゼーション\*の実現をめざして、障害者や高齢者の自立と社会参加を進める事業や在宅福祉施策等の充実を図るなど様々な福祉施策を総合的に推進していきます。
- ・ 事業者等に対し、国・県・関係機関等と連携しながら、育児・介護休業法等に定められている介護休業制度や介護のための勤務時間短縮の措置等支援策の充実とともに、これらの諸制度を利用しやすい職場の環境づくりを働きかけていきます。

**重点課題5 家庭・地域活動における男女の相互協力の推進****<現状と課題>****・男女で担う家庭生活の推進や地域活動・ボランティア活動の推進**

これまで、男女で担う家庭生活の推進を旧プランに掲げ、男性を対象とした育児講座や介護家族健康教室等に取り組んできました。

なお、本市の女性の就業率は、全国平均より高い状況にあります。(10P才参照)

また、「男女は平等である」という意識は、「家庭生活」においてまだまだ低い傾向にあります。(16P～18P 図表 13、14、15-1、15-2、17、18、19 参照)

家事、育児、介護等については、男女のどちらか一方が性別による固定的な役割を担うのではなく、家族みんなで分担しながら支え合う家庭のあり方が求められています。

これらのことから、家庭生活や地域活動へ参画する選択肢が、男女ともに同じように確保され支援されることが大切です。

**<施策の方向>****・男女の共同意識の促進**

- ・ 育児や介護は家族や地域、社会で担うという意識の一層の浸透を図ります。
- ・ 家庭生活に関する講座の開催など、男性の育児、介護、家事への参加を促す機会の充実に努めます。
- ・ 定年後の新たな生き方を、固定的な性別による役割分担意識\*にとらわれず、男女が自主的に、家庭生活や地域活動等に共に関わり、責任も共に担う男女共同参画の視点で考えていくことの重要性を啓発していきます。
- ・ 様々な地域活動、ボランティア活動等に関する学習機会や情報の提供等を通して、活動に対する理解と参加意識の高揚を図ります。

## 重点課題6 国際化社会における理解と交流

### <現状と課題>

#### ・地域における在住外国人との共生、国際的な女性問題等への理解

これまで、地域における在住外国人との共生及び国際的な女性問題等への理解と協力を旧プランに掲げ、小・中学校での外国人講師による英語指導を行い、英語コミュニケーション能力の向上を図るとともに英語以外の外国語による相談業務の実施など、国際理解教育の推進に取り組んできました。

なお、高岡市では在住外国人が増加しており、国際化社会における理解と協調が進められています。(9P図表2参照)

国際交流の更なる推進と国際理解を深め、在住外国人にとっても快適で安心して暮らせる地域社会の実現に向けた取組が必要です。

また、国内の女性問題と国際社会の女性問題は密接に関連し、共通の基盤を有しており、国際的に繰り広げられる開発、経済活動等が及ぼす地球環境への影響や、世界各国の女性の置かれている状況について、男女平等・開発・平和の視点を持って理解を深めていくことが大切です。

### <施策の方向>

#### (1) 地域における在住外国人との共生

- ・ 在住外国人との相互理解を深める施策の一層の推進を図ります。
- ・ 地域における在住外国人との交流等共生に向けての取組を支援していきます。
- ・ 在住外国人を支援しているグループ等とのネットワーク化を図ります。

#### (2) 国際的な女性問題等への理解と国際交流等の推進

- ・ 国際的な女性問題について、「男女平等・開発・平和」の視点を持って、理解を深める機会の充実を図るとともに、様々な課題の解決をめざす国際的な活動に協力していきます。

## 基本目標 男女が個人として尊重され、能力が発揮できる環境の整備

家庭、職場、地域などあらゆる場において人権の軽視・侵害や、性別による差別がなく、人権が尊重され、男女が対等にいきいきと豊かに生活できるまちをめざします。

これを実現していくために、仕事の場等において男女の区別なく、均等な機会の下で活躍できるような環境整備に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメント\* やDV\*など女性等に対する暴力や人権侵害防止の取組に合わせ、社会的な意識形成等を図っていくこととします。

### 重点課題7 仕事の場における男女の共同参画の推進

#### <現状と課題>

##### ・雇用の場における男女平等・共同参画の推進

これまで、雇用の場における男女平等推進を旧プランに掲げ、国・県・関係機関等と連携し、雇用関連セミナーの開催や労働相談等に取り組んできました。

中心市街地の活性化や農産物等の特産品の開発研究・販売等に、女性の参画も進んできています。

市職員研修においては、専門・実務研修に女性職員の積極的な参加を促し、政策形成能力の開発・向上に努めるとともに、性別にとらわれず、個人の能力や意欲等に配慮した職務分担を進めてきています。

民間事業所では、男女の所定内給与額に隔たりが見られるとともに、女性管理職の割合もまだまだ少ない状況です。(12P 図表 5、6 参照)

また、「男女は平等である」という意識は、「職場」においてまだまだ低い傾向にあります。(16P 図表 13、14 参照)

国においては、男女雇用機会均等法を改正し、性別による差別禁止の範囲の拡大や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、母性健康管理措置等の法整備が図られてきました。

性別による不合理な格差の是正や労働諸問題の相談体制の充実が求められています。

また、農林水産業や商工業等自営業における女性の労働条件や処遇の適正化、女性の経営能力の育成や経営への共同参画の促進等に努める必要があります。

さらに、女性の活力を社会において活かすために、育児や介護等で離職した人が再度働くための再就職支援や起業支援をはじめ、性別にとられない職域の拡大や能力開発・人材育成の機会の平等な提供等、誰もが意欲と能力を発揮して様々な分野にチャレンジすることができるよう支援することが重要です。

## < 施策の方向 >

### (1) 雇用の場における男女平等の視点の促進

- ・ 採用・配置・昇進・退職、教育等の男女の均等な機会及び待遇の確保のために、国・県・関係機関等と連携しながら、事業者等に対し、労働基準法、男女雇用機会均等法等の周知に努めるとともに、男女平等・共同参画\*の推進に向け指導・啓発していきます。
- ・ 給与額や昇進等にみられる男女差の要因を探り、解消するための積極的な取組（ポジティブ・アクション\*等）を事業者等に働きかけていきます。
- ・ 国・県・関係機関等と連携しながら、事業者等に対し、パートタイム労働法\*や同法に基づく指針等の周知を図り、正規雇用者との均衡を働きかけるとともに、パートタイム労働者が抱える問題について相談業務の充実を図ります。
- ・ 自営農業において、働く女性の位置づけを明確にするために、家族経営協定\*の締結を働きかけていきます。
- ・ 経営者団体や商店街振興組合等において、女性の参画促進への取組を働きかけていきます。
- ・ 農林水産業・商工業等自営業者において、労働に対する適正な評価を確立するため、家族従業者としての位置づけを明確にしていくことや家計と経営との分離等の必要性について、関係団体等を通して理解が得られるよう努めていきます。
- ・ 幼児保育や介護・看護等の職場への男性の参入を図ります。

### (2) 女性の能力開発・育成の促進

- ・ 国・県・関係機関等と連携しながら、男女の職域拡大や結婚・出産・育児・介護等でいったん仕事を中断した女性の再チャレンジ\*（再就職）のために、職務能力の向上、就職に関する情報提供の機会の充実を図ります。
- ・ 講座等、起業に関する学習機会を国・県・関係機関等とも連携しながら提供していきます。
- ・ 起業の機会が男女に均等になるよう、相談、情報提供等の支援を図っていきます。
- ・ 女性農業者の育成や農産特産品・農産加工品開発事業への女性の参加促進のための能力開発を一層進めるとともに、起業等を支援していきます。
- ・ 市職員の研修等能力開発や職務分担は、性別にとらわれず個人の能力、意欲、適性等に基づき男女均等に行い、活用を図っていきます。
- ・ 国・県・関係機関等と連携して、事業者等に対し様々な機会をとらえて、女性の能力活用について、ポジティブ・アクション等適切な情報を提供するなど、啓発に努めます。
- ・ 講座やセミナー等の開催にあたっては、子育て中の市民等が参加できるよう、託児機能付の配慮に努めます。

## 重点課題8 人権尊重の意識の醸成

### <現状と課題>

#### ・人権尊重教育・学習の推進等と人権擁護体制づくり

これまで、研修会や講座を開催し、人権尊重の普及・啓発に取り組んできました。

また、人権に係わる問題等について、市民生活相談の他、男女平等推進センター相談室を設置して女性相談員による相談、弁護士による法律相談等や人権擁護委員\*、行政相談委員\*による相談を実施してきています。

さらに、市民、事業者等からの男女平等を阻害する人権問題の苦情等の申出に対し「男女平等問題処理委員会\*」を設置し、公正・中立的な立場で、迅速な処理を行うための体制の確立を図ってきました。

男女がお互いに思いやりを持ち、助け合いながら、個性と能力を發揮していく男女平等・共同参画社会\*の実現には、人権尊重を基盤とした男女平等教育を進めることが求められています。

幼少期から成長段階に応じて、家庭、地域、保育所・幼稚園、学校、生涯学習の場などで、人権尊重の意識の醸成に努めるとともに、苦情や相談等に適切に対応できる体制の確立が必要です。

### <施策の方向>

#### (1) 学校教育等での人権尊重を進める学習の推進

- ・ 障害者や高齢者等に対する正しい理解を深めるなど、人権の尊重に根ざした福祉教育の充実を図ります。
- ・ 学校教育において、人権尊重を進める学習を様々な形で取り組んでいきます。
- ・ 教職員に対して、人権尊重の理念や意識を高めるための研修を実施していきます。
- ・ 保育士等職員に対して、乳幼児期からの人権尊重意識を育てるための研修を実施していきます。

#### (2) 生涯学習での人権尊重を進める学習の推進

- ・ 研修会等においては、幅広い内容、テーマを盛り込み、人権尊重について認識を深める学習機会を提供していきます。
- ・ 女性の権利に関係の深い法令、条約等について、わかりやすく市民に周知を図り、理解を深めていきます。
- ・ マス・メディア等の情報を的確に読み取る力を養うための講座等を充実し、女性問題等について主体的に情報を発信する力の向上に努めます。
- ・ 社会教育等に携わる人たちについて、様々な機会をとらえて、人権尊重についての学習機会を提供していきます。

**(3) 人権擁護体制の推進**

- ・ 人権に係る相談への対応と処理等について、人権擁護委員\*や関係機関等も含めた行政における連携体制の充実を図ります。
- ・ 人権を侵害された場合の相談窓口、機関等の情報を適切に市民に提供するよう努めます。
- ・ 人権等に係る苦情等の申出を処理する男女平等問題処理委員会\*の機能の充実に努めます。

## 重点課題9 あらゆる暴力的行為や虐待の根絶

### <現状と課題>

#### ・配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)と子ども・高齢者に対する虐待等の対応と防止

これまで、女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント\*、児童虐待の対応や防止について旧プランに掲げるとともに、男女平等推進センターに相談室を設け、DV\*やセクシュアル・ハラスメントの相談体制の充実と関係機関との連携の強化に取り組んできました。

また、「高岡市次世代育成支援行動計画\*」においては児童虐待防止を、「高岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画\*」においては、高齢者の虐待防止を掲げ、取組を進めています。

しかし、近年、児童や高齢者に対する虐待、DVに関する相談件数は、著しく増加しています。(14P図表9、10-1、10-2)(13P図表7、8-1、8-2参照)

DVや児童、高齢者に対する虐待は、犯罪となる重大な人権侵害ですが、家族間、家庭内の問題として潜在化されたり、個人的問題として矮小化されることもあり、社会の認識がまだ十分とは言えません。

セクシュアル・ハラスメントは、職場での雇用関係等が背景にあることが多く、表面化しにくい性格を持っています。

これらの暴力的行為を社会全体の問題として、容認せず、人権の軽視、侵害であるという認識を持って防止し、根絶していくことが必要です。

### <施策の方向>

#### (1) 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)の防止

- ・ 市役所内においては、配偶者等からの暴力\*について関係する部署の連携を強化するなど、相談体制の充実を図ります。
- ・ 配偶者等からの暴力を扱う関係機関、相談窓口等においては、情報を適切に市民に提供するとともに、市民が利用しやすい環境を整えていきます。
- ・ 配偶者等からの暴力への対策については、国の動向に注視するとともに、潜在化している問題の実態(問題点、当事者の状況、ニーズ等)を把握し、加害者となった男性への対応も含めた様々な視点から関係機関と連携し、対応策を検討します。
- ・ 配偶者等に対するあらゆる暴力は、人権の軽視、侵害であるとの認識を皆がもつよう、情報誌や講座等様々な機会をとおして啓発していきます。
- ・ 高校生等を対象に、DVに関する知識の普及・啓発に努めます。
- ・ 相談窓口機能の充実のため、国、県等の関係機関と連携を密にして情報交換を行うとともに、研修等により相談員の資質向上に努めます。
- ・ 事業者等に対し、セクシュアル・ハラスメント\*は人権の侵害であり、労働の場では、労働

権の侵害になることを周知し、その防止体制の整備を国・県・関係機関等と連携しながら働きかけていきます。

- ・ 地域等雇用以外の場でのセクシュアル・ハラスメント\*についても、防止に向けて啓発を行っています。
- ・ 市では、職員研修を通じてセクシュアル・ハラスメントの防止徹底を図るとともに、関係機関と連携を図りながら、相談しやすい環境づくりと、相談に対して適切で速やかに対処できる体制の整備に努めます。

## (2) 子どもや高齢者等の虐待の防止

- ・ 児童への虐待については、児童相談所や市児童育成課等のネットワークを核に、早期発見、対応、防止を図ります。
- ・ 高齢者の虐待については、地域包括支援センターや民生委員・児童委員\*等と連携をとり、早期発見、対応、防止を図ります。

## 基本目標 男女の健康の確保

男女が、生涯を通じて心身ともに健康で、お互いに身体的特徴を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って、自立した生活を営むことができるまちをめざします。

これを実現していくために、市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくり、守る」という自覚を持ち、正確な知識・情報を得て、健康的な生活習慣を身につけ、健康を享受できるようにしていきます。

特に、女性については、妊娠や出産等、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに留意して、総合的な対策の推進を図ることが必要です。

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ \*等の新たな人権の概念や正しい性知識に根ざした性を尊重する教育や学習を進めていきます。

### 重点課題 10 男女の生涯を通じた健康支援

#### <現状と課題>

#### ・男女の生涯にわたる心と体と性の健康の促進

これまで、男女の生涯にわたる心と体と性の健康の促進を旧プランに掲げ、母子保健に関する各種の保健教育や、小中学校での児童生徒の成長に合わせた性に関する学習に努めてきています。

また、健康づくりのための市民行動計画「高岡いきいき健康プラン2.1\*(計画期間:平成15~24年度)」においては、健康寿命の延伸を基本目標とし、市民一人ひとりが取り組む健康づくり、地域ぐるみで取り組む健康づくり、健康を支援する体制づくりの三つを基本的行動に掲げ、生活習慣の改善と疾病予防の推進に取り組んでいます。

特に、子どもと母親の健康確保については「高岡市次世代育成支援行動計画」に掲げて、また、壮年期からの健康づくりについては「高岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画\*」に掲げ、その実現に向け取り組んできました。

これらの計画に基づき、自らの健康観による積極的な健康づくりの実践を基本とし、企業・団体・学校や地域等社会全体の力を合わせて、すべての市民が、人生の各ステージに応じた、健康の保持増進に努めることができるようにしていくことが必要です。

さらに、性差に応じた的確な医療の知識の普及を図ること、不妊対策について支援していくことが重要です。

また、学校教育における発達段階に応じた適切な性教育の推進、HIV/エイズ\*や性感染症\*、喫煙や過度の飲酒及び受動喫煙\*防止対策など健康に悪影響を及ぼす問題についての対策を推進していくことが求められます。

**< 施策の方向 >****(1) 健康管理・保持増進のための支援**

- ・ 男女の各ライフステージ\*や職場における健康保持・増進について、関係機関等と連携をとりながら施策の充実に努めます。
- ・ 健康保持・増進のために成人期、高齢期における保健指導（健康教育・相談・訪問）がん検診等により生活習慣病の予防対策の充実に努めます。
- ・ 生涯にわたる健康づくりのために、日常的なスポーツ活動に親しめる機会の提供等の支援を図ります。
- ・ 自殺については、防止の観点から、男女の心の健康についての相談等の対応に努めます。

**(2) 妊娠・出産等に関する健康支援**

- ・ 女性の生涯にわたる心と体と性の尊重についての考え方を浸透させるため、県厚生センター等と連携をとりながら、講座の開催や研修等を通じて周知、啓発していきます。
- ・ 安全な妊娠・出産や避妊・不妊等の様々な問題や母性保護・母子保健について、関係機関等と連携をとりながら支援等適切に対応していきます。
- ・ 性別による特有の性差医療\*に関する知識の普及について、関係機関等と連携をとりながら適切な対応に努めます。
- ・ 母と子に対する健診、保健指導（健康教育・相談・訪問）等の母子保健サービスの充実に努めます。
- ・ 学校における適切な性教育の他、思春期や更年期の女性、男性を含む大人に対する「性」に関する学習機会の充実に努めていきます。

**(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進**

- ・ HIV/エイズ\*、性感染症\*に関する正しい知識、患者・感染者に対する正しい理解について、国・県・関係機関等と連携をとり啓発に努めます。
- ・ 喫煙、飲酒、薬物乱用が、胎児や女性の生殖機能に影響を及ぼす等健康被害に関する正しい知識について、国・県・関係機関等と連携をとり啓発に努めます。
- ・ 職場や公共の場における受動喫煙\*対策の推進に努めます。

## 基本目標 計画の総合的な推進

基本目標 ～ の施策を推進しつつ、市の各個別計画との整合を図りながら、男女平等推進センターを拠点に、国・県、関係団体、市民及び事業者等との連携強化を図り、計画を総合的に推進していきます。

### 重点課題 11 プランの有機的な推進

#### <現状と課題>

##### ・男女平等・共同参画の重要性についての社会的な意識形成

男女平等推進条例の制定や男女平等推進センターの開設・運営など、市民活動を支援する施策を進めてきました。

また、市の内部組織及び市民による外部組織など、体制の整備を図り、共同参画を推進してきました。

本プランは、広範な行政分野にかかわる計画であり、市、市民、事業者等の一層の連携を図り進めていくことが必要です。

#### <施策の方向>

##### (1) 男女平等・共同参画の理解・促進

- ・ 男女平等・共同参画\*の推進の拠点施設である男女平等推進センターが、その機能を十分發揮して、市民の活動を支援するとともに、情報誌の配布や講座、研修等をとおして、男女平等・共同参画の重要性を様々な視点、テーマで広く啓発していきます。
- ・ 男女平等・共同参画を推進する拠点施設である男女平等推進センターで把握した地域課題等について、施策への反映を検討するなど有効な活用を図ります。
- ・ 労働に関する調査や統計などにより、パートタイム労働者等に関する実態の把握や、参画についての問題点を明確にし、課題を解決していきます。
- ・ プランの推進を図るため、機会を捉え、市内外に市の姿勢を発信するとともに、プランの進捗状況について、毎年調査を実施し、年次報告により市民等に公表し、問題点等を明確にして解決を図りながら、目標達成に努めていきます。

## (2) 推進体制の充実・強化

- ・ 市職員にプランの趣旨、内容等の周知を徹底するとともに、プランが総合的に推進される体制の充実を図ります。
- ・ 共同参画行政担当課の調整機能を充実し、より強力に推進する体制をつくります。
- ・ 男女平等推進センターでの事業展開にあたって、事業内容や実施方法などについて、利用者等の様々な視点から検討するしくみをつくり、事業の充実を図ります。
- ・ 市民、事業者、行政等がそれぞれの責務を果たしつつ、緊密な連携のもと男女平等・共同参画\*を総合的、計画的に推進していく体制の整備に努めます。
- ・ プランの推進状況、新たな施策上の課題への対応等を審議する委員会を設置します。また、市民、事業者など市全体で推進していくことが重要であることから、プランの内容やねらい等を地域で広く普及、啓発する体制の整備に努めるとともに、委員会等との連携を図りながらプランを推進していきます。

## 第3章

### 具体的施策（事業計画）

- 重点課題 1 施策の方向（1）（2）（3）
  - 重点課題 2 施策の方向（1）（2）
  - 重点課題 3 施策の方向（1）（2）
  - 重点課題 4 施策の方向（1）（2）（3）
  - 重点課題 5 施策の方向
  - 重点課題 6 施策の方向（1）（2）
  - 重点課題 7 施策の方向（1）（2）
  - 重点課題 8 施策の方向（1）（2）（3）
  - 重点課題 9 施策の方向（1）（2）
  - 重点課題 10 施策の方向（1）（2）（3）
  - 重点課題 11 施策の方向（1）（2）
- 目標とする指標一覧

\*は、「プランの用語解説」を参照

## 基本目標

## 男女があらゆる分野に平等に参画できる機会の確保

## 重点課題1 政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進

施策の方向	具体的施策	担当課
(1)市の施策・方針決定過程への共同参画の促進	1 「高岡市の委員会等の設置及び運営に関する基本方針」や「高岡市農林水産業振興プラン」等に基づき、審議会・委員会*及び行政委員会*における女性登用に努めるとともに、女性の参画が少ない委員会等に対して、女性の参画を働きかける。また、女性委員比率の調査・把握に努める。	都市経営課 農業水産課 男女平等・共同参画課
	2 行政相談委員*、人権擁護委員*などの国・県へ推薦する委員について、女性の推薦に配慮する。	市民協働課
	3 市の施策・立案の決定の場に参画していくことの大切さや政治に関する意識の高揚について、男女平等推進センター講座を始め、ニューリーダーアカデミー等の青年教育等で啓発する。また、新成人のつどいにおいて、選挙権を行使することの重要性にかかるパンフレットを配布し、意識啓発を図る。	男女平等・共同参画課 生涯学習課 総務課
	4 市の施策・事業に対して、市民が関心を広げ、参画していくため、市の計画策定等において、パブリック・コメント*の活用を図る。	全課
	5 市一般行政職の副主幹職以上職員(係長相当職以上)の登用について、性別にかかわらず、職員個々の能力や意欲等により行う。 副主幹職以上職員及び校長、教頭等(管理監督教職員)の女性登用率について、継続して調査・把握に努める。	人事課 学校教育課
(2)事業者の方針決定過程への共同参画の促進	6 企業や個人事業者を対象にした女性登用促進等にかかるセミナーを、財団法人21世紀職業財団等と共に開催し、周知に努める。 また、企業や個人事業者へポジティブ・アクション*等の情報提供を行い、女性登用促進等について理解を求める。	工業振興課 男女平等・共同参画課
(3)地域活動組織等の方針決定過程への共同参画の促進	7 自治会・PTA・地区社会福祉協議等の団体の方針決定の場への女性の参画について、理解や周知を図っていく。	全課 (市民協働課 生涯学習課)

	団体の会長職等に携わる女性の比率についての把握に努める。	社会福祉課)
--	------------------------------	--------

## 重点課題2 固定的な性別役割分担意識等による慣行等の解消

施策の方向	具体的施策	担当課
(1)あらゆる場における男女平等・共同参画の視点・気運の醸成や配慮	8 福祉活動員・高齢福祉推進員・健康づくり推進員・ヘルスポランティア・生涯スポーツ指導員・体育指導委員・富山県男女共同参画推進員等団体活動が、男女の共同参画の視点で取り組まれるよう、研修機会等を通じ、理解や周知を図っていく。	全課 (社会福祉課 高齢介護課 健康増進課 体育保健課 男女平等・共同参画課)
	9 職場、家庭、地域活動、教育等の様々な場において、女性がいきいきと参画と活躍ができるまちづくりに積極的に取り組む。性別の偏りに起因する慣行・慣習について、意識しかつ見直していく視点の大切さを、男女平等推進センター等の情報誌や講座で啓発する。	全課 (男女平等・共同参画課)
	10 実施事業に、男女平等・共同参画*を妨げる状況がないかについて、常に検討・配慮を行う。市の広報紙・情報誌、パンフレット・リーフレット及びインターネットのホームページ等における表現が、人権の軽視や性別による役割分担意識*につながるものがないよう、留意する。	全課 (広報統計課 男女平等・共同参画課)
	11 職員研修所において、男女平等・共同参画についての市職員研修を行う。 保育士及び公民館や放課後児童育成クラブ（学童保育）*、放課後子ども教室の指導員等への男女平等・共同参画についての研修・学習機会の充実を図る。	人事課 児童育成課 生涯学習課
	12 男女平等問題処理委員会*の運営に努め、市の男女平等・共同参画施策に関する市民等の申出に対し、公正な対応・処理を行う。	男女平等・共同参画課
(2)多様な選択を可能にする教育、学習等の充実	13 幼稚園・学校教育の場において、児童の個に応じた、一人ひとりの適性を生かす指導を行う。	学校教育課
	14 小・中・特別支援学校で、「ものづくり・デザイン科」の授業を実施し、市の優れた伝統工芸や産業について、体験学習を行う。	学校教育課

	<p>15 幼稚園・小・中・特別支援学校の教諭の男女平等・共同参画意識の向上を図る研修や学習会への参加に配慮する。</p> <p>16 市は、インターンシップ*制度等の普及に努める。 職場訪問・就業体験の事業所として、児童・生徒や大学生を受け入れていく。</p>	<p>学校教育課</p> <p>工業振興課 人事課 学校教育課 健康増進課 市民病院 消防本部総務課 水道局総務課</p>
--	---	---

### 重点課題3 地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進

施策の方向	具体的施策	担当課
(1)市民の参画への支援	<p>17 男女平等・共同参画*の推進のために、地域女性ネット高岡、高岡女性の会連絡会、Eネット（男女平等推進センター登録活動団体ネットワーク）等のグループや市民が自主的に企画・実施する事業に対して支援するとともに、芸術・文化・スポーツ及び伝統産業の振興や育成に携わる団体等が実施する事業に対し支援する。 また、地域で活躍する女性リーダー育成の研修を行う。</p> <p>18 市民活動に関する相談や情報提供及び活動団体等の自立・連携や協働意識の啓発を図る講座・フォーラムを実施する。</p>	<p>生涯学習課 男女平等・共同参画課 体育保健課 工業振興課</p> <p>市民協働課</p>
(2)参画とまちづくりとの有機的な連携の促進	<p>19 行政と市民・事業者等が、防災・災害復興・観光・環境保全等の様々な分野における協働のまちづくりを進める。新たな市民の参画の促進と女性の視点や感性等を活かした地域課題の発見・解決に努める。</p> <p>20 市民活動団体が、組織の概要や活動情報等をインターネットで発信し、地域社会との連携をより深めていけるよう支援する。</p> <p>21 市民の意見や要望を、市政やまちづくりに反映していくため、タウンミーティングの開催や市政モニター事業を実施する。</p>	<p>全課 (市民協働課 環境サービス課 消防本部総務課 男女平等・共同参画課)</p> <p>市民協働課</p> <p>広報統計課</p>

## 基本目標

## 家庭生活や仕事、地域活動等における平等な参画とそれらが両立できる環境の整備

## 重点課題4 仕事と育児・介護等とを両立するための環境の整備

施策の方向	具体的施策	担当課
(1)子育て支援の整備・充実	22 保育所における通常保育及び特別保育（延長保育、休日保育、一時保育、夜間保育等）の拡充に努める。 保育所などでの子育てサロンや公民館での赤ちゃんの部屋、ファミリーポケット等情報交換の場の提供に努める。	児童育成課 生涯学習課
	23 ファミリー・サポート・センター*や放課後児童育成クラブ（学童保育）*、放課後子ども教室など地域住民の参加・協力による児童の健全育成活動の充実に努める。	児童育成課 工業振興課 生涯学習課
	24 子育て家庭における育児不安及び児童の育成に関する電話相談や青少年の悩みや生活上の諸問題に対する相談を行う。 小・中学校におけるカウンセリング相談員・スクールカウンセラーの配置に努める。	児童育成課 健康増進課 学校教育課 少年育成センター
	25 乳児家庭の様々な不安や悩みを聞くとともに、子育て支援に関する情報提供等を行うため、生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師が訪問する。	健康増進課
	26 市職員子育て支援プログラム*によるリフレッシュデーの実施を始めとした職員の子育てと仕事の両立支援の取組及び多様な働き方についての研究等に努める。	全課 (人事課)
	27 企業に対して、次世代育成支援対策推進法*に基づく一般事業主行動計画の策定を啓発する。 市内の企業等の労務管理関係者や就業者を対象にした妊娠・出産・子育て等の制度にかかるセミナーを、財団法人21世紀職業財団等と共に開催し、周知に努める。	工業振興課 男女平等・共同参画課
(2)ひとり親家庭等への自立支援の整備・充実	28 ひとり親家庭の母子への住居の提供や自立のための生活資金貸付等を行う。また、ひとり親家庭の親等に対し、医療費の一部助成や就労支援を行うとともに児童扶養手当、遺児愛育手当を支給する。	児童育成課

	29 経済上の問題や子どもの養育問題など、ひとり親家庭に対する相談体制の充実に努める。	児童育成課
(3)高齢者、障害者への介護・自立支援の整備・充実	30 高齢者の介護保険施設を整備し、施設サービス及び地域密着型サービスの充実に努める。 また、高齢者、障害者が生活しやすい住宅改善・整備費助成等の支援をするとともに、「高岡市福祉のまちづくり条例*」に基づき、生活・都市施設のバリアフリー化*を推進する。	高齢介護課 社会福祉課
	31 高齢者や障害者の訪問介護や訪問入浴等自宅での家事・介護等の支援サービスの充実に努める。 ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、高齢福祉推進員の配置や相談窓口体制の充実に努める。	高齢介護課 社会福祉課
	32 介護を必要としない高齢者の能力を活かし、生きがいと社会参加をすすめる事業の充実に努める。	高齢介護課
	33 障害者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身体機能・生活能力向上や就労機会の提供等の障害福祉サービスの充実に努める。また、障害者のスポーツ・レクリエーション・文化活動を通じた社会参加を支援する。	社会福祉課
	34 企業の労務管理関係者や就業者等に対する介護休業法に基づく制度や労働基準法等のセミナーを、財団法人21世紀職業財団等と共に開催し、周知に努める。	工業振興課 男女平等・共同参画課

### 重点課題5 家庭・地域活動における男女の相互協力の推進

施策の方向	具体的施策	担当課
・男女の共同意識の促進	35 要介護高齢者を抱える家族を対象に、介護の方法や予防等の知識・技術を習得する家族介護教室を実施する。	高齢介護課
	36 男性が、育児や介護、家事に対する知識や参加する意識を高めるための育児講座や家庭教育講座等を実施する。	健康増進課 生涯学習課 男女平等・共同参画課
	37 高齢者や障害者を支援するボランティアの養成・育成講座の開催や、ボランティア情報紙の発行を支援する。	社会福祉課

## 重点課題6 国際化社会における理解と交流

施策の方向	具体的施策	担当課
(1)地域における在住外国人との共生	38 小・中・特別支援学校に、英語活動講師や外国語指導助手を配置する。 市内在住外国人児童・生徒に対して日本語指導及び生活適応指導を行う。	学校教育課
	39 外国人の生活相談の実施や、外国語版の母子健康手帳、予防接種問診票及び市民病院における共通問診票や入院案内、受付時間一覧などの帳票を充実する。	全課 (都市経営課国際交流室 健康増進課 市民病院)
	40 市内在住外国人と市民との交流イベントを開催する。 外国語の通訳・翻訳、日本語指導などのボランティア登録や制度の充実に努める。	都市経営課国際交流室
(2)国際的な女性問題等への理解と国際交流等の推進	41 国際情勢における政治、経済、開発、環境等分野の女性の活動状況についての情報提供等を行う。	男女平等・共同参画課 都市経営課国際交流室
	42 姉妹都市・友好都市(ブラジル・ミランドポリス市、アメリカ・フォートウェーン市、中国錦州市)などとの親善交流等を実施する。 交流都市(ドイツ・ブレーメン市、フィンランド・ラハティ市、イギリス・ベバリー町、中国遼陽県)などとの交流活動を促進する。	都市経営課国際交流室

## 基本目標

## 男女が個人として尊重され、能力が発揮できる環境の整備

## 重点課題7 仕事の場における男女の共同参画の推進

施策の方向	具体的施策	担当課
(1)雇用の場における男女平等の視点の促進	43 企業の労務管理関係者や就業者等を対象にした男女雇用機会均等法*をはじめ、労働関係法等のセミナーを財団法人 21 世紀職業財団等と共に開催し、周知に努める。 農林水産業・商工業等自営業における家族従事者の位置づけや適正な評価、必要な改善等に関して、情報提供等により啓発・普及を行う。	工業振興課 商業観光課 農業水産課 男女平等・共同参画
	44 農家における家族労働者の労働時間や報酬、休日などについて取り決める家族経営協定*の締結を促進する。	農業水産課
	45 県が行う就業者のための労働相談や弁護士相談の開催について、広く周知に努める。	工業振興課
	46 一般行政職・専門職にかかわらず、市職員(非正規を含む)の採用や配属、職場での配置については、性別にとらわれることなく行う。また、働きやすい就業環境に配慮する。	全課 (人事課 児童育成課 市民病院 教育委員会総務課 消防本部総務課 水道局総務課)
(2)女性の能力開発・育成の促進	47 出産、育児、介護等により離職した女性を対象にした再就職支援のセミナーや就職を支援する面接・相談を財団法人 21 世紀職業財団等と共に開催し、周知に努める。	工業振興課 男女平等・共同参画課
	48 市内で営業する中小企業創業者に、市内金融機関からの融資のあっ旋等の支援を行い、健全な育成と発展を図る。 商店街で新たに開業する者への家賃及び改装等に対して支援を行う。	工業振興課 商業観光課
	49 市役所各部署における、職場研修や事務の分掌は、性別にこだわることなく行い、人材の育成に努める。	全課 (人事課)

	<p>職員研修所等における市職員の能力の開発や向上のための研修は、性別にこだわることなく均等に行う。</p> <p>50 企業の中堅女性社員対象のキャリア・アップセミナーや起業等のための能力開発セミナーを、財団法人21世紀職業財団等と共に開催し、周知に努める。 女性農業者の育成や起業、農産品の開発研究、販売等の取組を支援する。</p> <p>51 男女平等推進センターをはじめ、市が行う女性の能力開発等講座やセミナーは、乳幼児等の託児を実施して行うよう努める。</p>	<p>工業振興課 男女平等・共同参画課 農業水産課</p> <p>全課 (男女平等・共同参画課 生涯学習課)</p>
--	---	--

### 重点課題8 人権尊重の意識の醸成

施策の方向	具体的施策	担当課
(1)学校教育等での人権尊重を進める学習の推進	<p>52 小・中学校等において、人権意識チェック表や人権教育事例等の活用による人権教育を推進する。 小学校児童の友愛訪問活動や地域福祉活動への参加・協力の促進を支援する。</p> <p>53 保育士及び幼稚園・小・中・特別支援学校の教諭の人権尊重意識の向上を図る研修や学習会への参加に配慮する。 介護保険サービス事業者が行う従事者の人権尊重意識の向上を図る研修や学習に対し支援を行う。</p>	<p>学校教育課 社会福祉課</p> <p>児童育成課 学校教育課 高齢介護課</p>
(2)生涯学習での人権尊重を進める学習の推進	<p>54 市民等を対象にした人権に関する研修会・講演会・講座等を実施する。</p> <p>55 人権尊重意識について、チラシ・パンフレット配布等により、啓発・普及を行う。</p> <p>56 公民館指導員や社会教育に携わる指導者等の人権尊重意識の向上を図る研修や学習会への参加に配慮する。</p>	<p>市民協働課</p> <p>市民協働課</p> <p>生涯学習課</p>
(3)人権擁護体制の推進	<p>57 人権教育推進事業協力者会議、人権擁護連絡会議を開催し、庁内及び関係機関との連携の強化を図る。</p> <p>58 市役所や男女平等推進センターにおいて、人権</p>	<p>市民協働課</p> <p>市民協働課</p>

	にかかる市民相談や弁護士による法律相談を実施する。	男女平等・共同参画課
	59 男女平等問題処理委員会*の運営に努め、人権侵害にかかる苦情の申出を公正に処理する。	男女平等・共同参画課

### 重点課題9 あらゆる暴力的行為や虐待の根絶

施策の方向	具体的施策	担当課
(1)配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)の防止	60 男女平等推進センターは、県及び市役所内のDV*担当部署やDV支援団体等との連携体制の構築に努める。 男女平等推進センター等の相談員の専門研修への参加により、相談機能の向上に努める。	男女平等・共同参画課
	61 DV被害者の市営住宅への入居の取扱等について、その困窮する実情等に配慮して行う。	高岡建設管理センター
	62 男女平等推進センターにおいて、DVやセクシュアル・ハラスメント*の相談や女性弁護士による法律相談を実施するとともに、相談室を広く周知する。	男女平等・共同参画課
	63 DVやセクシュアル・ハラスメントの防止について、チラシ、パンフレットによる啓発を行う。	男女平等・共同参画課
	64 市役所職員に対して、職員研修等を通じ、セクシュアル・ハラスメント防止について周知するとともに、職員の相談対応に努める。	人事課
(2)子どもや高齢者等の虐待の防止	65 市役所における児童虐待の相談及び市役所や市内の地域包括支援センターにおける高齢者の虐待相談を実施する。 県及び庁内関係部署の連携円滑な情報交換を行い、虐待の未然防止と啓発に努める。	児童育成課 高齢介護課
	(再掲)25 乳児家庭の様々な不安や悩みを聞くとともに、子育て支援に関する情報提供等を行うため、生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師が訪問する。	健康増進課

## 基本目標

## 男女の健康の確保

## 重点課題 10 男女の生涯を通じた健康支援

施策の方向	具体的施策	担当課
(1)健康管理・保持増進のための支援	66 特定健診、がん検診を実施する。 また、市民が、安心して健やかに暮らせるよう、健康相談・訪問等の保健指導や特定高齢者介護予防教室等を行うほか、高岡市民病院において、乳がんのマンモグラフィ検診の実施や「女性のがん・放射線治療」分野等の指定病院としての医療機能の充実に努める。	健康増進課 保険年金課 高齢介護課 市民病院
	67 学校体育施設の開放や地域におけるスポーツクラブの設置など、市民の健康増進、体力向上のための場と機会の提供等の支援をする。	体育保健課
	68 市民の心身の健康に関する個別相談を実施し、健康管理の支援に努める。 特に、心の相談については、県の心の相談センターや厚生センターとの密接な連携を図る。	健康増進課 高齢介護課 社会福祉課
(2)妊娠・出産等に関する健康支援	69 保健センター等において、安全な妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及を図るため、マタニティーセミナー等の講座を開催する。 妊産婦の一部対象疾病に医療費の助成を行う。	健康増進課 児童育成課 市民病院
	70 高岡市民病院において、思春期外来や不妊外来、さらには女性専門外来などの女性を生涯にわたって診療する体制の一層の充実に努める。 不妊治療に要する経費の一部助成を行う。 女性が自分の健康状態について気軽に相談できる個別相談を実施する。	市民病院 児童育成課 健康増進課
	71 乳幼児の発育・発達疾病の健康診査、妊産婦及び乳児の健康診査、保健指導及び母子保健にかかる健康教室を開催する。 予防接種法に基づく予防接種を実施する。未就学児童の医療費の一部を助成する。	健康増進課 児童育成課
	72 小・中・特別支援学校の児童に対して、性に関する科学的知識、生命を尊重する態度及び行動など発達段階に応じた性教育を実施する。	学校教育課

	73 男女平等推進センター等において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*の概念や男女の性に関する図書等の整備の充実を図る。	男女平等・共同参画課
(3)健康をおびやかす問題についての対策の推進	74 小・中・特別支援学校において、H I V/エイズ*、薬物乱用等に関する知識を、発達段階に応じ指導する。	学校教育課
	75 国・県の発行するH I V/エイズや薬物乱用予防等にかかるポスターの掲示やチラシの設置等による啓発・普及を行う。	健康増進課
	76 たばこと健康にかかわる正しい知識の普及と禁煙の取組についての情報提供等により、市民の健康支援に努める。 市役所や高岡市民病院等公共機関において、分煙・禁煙等対策を行う。	健康増進課 管財用地課 人事課 市民病院

## 基本目標

## 計画の総合的な推進

## 重点課題 11 プランの有機的な推進

施策の方向	具体的施策	担当課
(1)男女平等・共同参画の理解・促進	77 男女平等推進センターにおいて、社会の変化や市民ニーズ等を把握した男女平等・共同参画*にかかる講座開催や情報誌の制作、図書類の整備など、的確な情報発信・提供に努める。 男女平等推進センターの事業等に、男女平等・共同参画を推進するグループや市民の能力の活用を得ていく。	男女平等・共同参画課
	78 男女平等推進センター活動登録団体数や男女平等推進センター施設の利用者数の拡大に努める。	男女平等・共同参画課
	79 市の行政運営や事業について、市職員と市民が、相互理解・協力により、まちづくりや男女平等・共同参画の促進を図るための出前講座を実施する。	全課 (広報統計課)
	80 国や県等の各種統計情報を収集し、市民に提供していくとともに、その中にある男女平等・共同参画にかかる課題の分析に努める。 男女平等推進プランの見直しに当たって、男女平等・共同参画の施策の浸透状況や市民ニーズ等を把握するため、市民意識実態調査を実施する。	全課 (広報統計課 男女平等・共同参画課)
	81 男女平等推進プランに掲げる施策の推進状況の調査を毎年行い、ホームページ等で公表していく。	男女平等・共同参画課
(2)推進体制の充実・強化	82 市役所各部署の連携を図り、男女平等・共同参画にかかる施策・事業を一体となって展開していくため、「高岡市男女平等推進庁内連絡会議(幹事会・主任会議)」を開催する。	男女平等・共同参画課
	83 市の男女平等・共同参画の推進や諸施策について、有識者や市民等の幅広い意見を反映していくため、「高岡市男女平等推進市民委員会」を開催する。	男女平等・共同参画課
	84 男女平等推進センターの運営や事業に、市民等の視点や意見を反映するため、市内の各界各層の委員で構成する「高岡市男女平等推進センター運	男女平等・共同参画課

	<p>営協議会」を開催する。</p> <p>85 男女平等推進センターにおける男女平等・共同参画啓発・普及事業を、市、市民、事業者等が意見を出し合い実施していくため、市内の各界各層の委員で構成する「高岡市男女平等推進ネットワーク会議」を開催する。</p>	<p>男女平等・共同参画課</p>
--	---	-------------------

## 目標とする指標一覧

### 基本目標 男女があらゆる分野に平等に参画できる機会の確保

重点課題	施策の方向・ 具体的施策番号	指標名	指標の説明	基準数値 (年度等)	目標数値 (年度)	目標設定の 考え方	担当課	
1 政策・方 針決定の 共同参 画の推 進	(1) 市の施 策・方 針決定 の共同 参画の 促進	1	審議会・委員 会への女性登 用率	市の審議会・ 委員会の女性 委員の比率	25.6% (H19.3)	<b>30%以上</b> (H23年度)	「高岡市の委員 会等の設置及び 運営に関する基 本方針」に基づ きこの指標の数 値目標の達成を 目指す。	男女平等・共 同参画課
		1	行政委員会へ の女性登用率	行政委員会の 女性委員の比 率	18.0% (H19.4)	<b>20%以上</b> (H23年度)	「高岡市の委員 会等の設置及び 運営に関する基 本方針」に基づ きこの指標の数 値目標の達成を 目指す。	男女平等・共 同参画課
3 地域活動 の場での 協働や男 女平等参 画の推 進	(1) 市民の 参画への 支援	18	NPO法人数	認証されたN PO法人の数	23法人 (H19.3末)	<b>50法人</b> (H23年度)	毎年5法人程度 の増を目指す。	市民協働課
		19	協働事業数	市が市民と協 働で行ってい る事業の数	79事業 (H19.4)	<b>100事業</b> (H23年度)	今後協働の領域 が増えることに より5年間で約 20%の増を目 指す。	市民協働課

### 基本目標 家庭生活や仕事、地域活動等における平等な参画とそれらが両立でき る環境の整備

重点課題	施策の方向・ 具体的施策番号	指標名	指標の説明	基準数値 (年度等)	目標数値 (年度)	目標設定の 考え方	担当課	
4 仕事と育 児・介護 等を両立 するための 環境の 整備	(1) 子育て 支援の整 備・充実	22	特別保育の実 施保育所数	延長保育、休 日保育、一時 保育、病後児 保育を実施す る延保育所数	59箇所 (H18年度)	<b>64箇所</b> (H23年度)	多様化する保育 ニーズに対応す るため、特別保 育を実施する保 育所の増加を目 指す。	児童育成課
		22	子育て支援セ ンターの年間 利用者数	子育て支援セ ンターを利用 する親子の年 間延べ組数	29,540組 (H18年度)	<b>30,000組</b> (H23年度)	子育て家庭への 支援として、年 間500人強の増加 を目指す。	児童育成課
		24	心の教室相談 員の人数	児童生徒の不 登校、いじめ 等問題行動防 止のための心 の教室相談員 の配置人数	5人 (H19.4)	<b>27人</b> (H23年度)	児童生徒の不登 校、いじめ等問 題行動を生まな い環境の整備を 目指す。	学校教育課

	25	育児に自信がもてなくなるなどの感じる母親の割合	3か月児健診時調査の結果、「はい」「やはい」と回答した母親の割合	33.9% (H18年度)	<b>30%未満 (H23年度)</b>	0～3ヶ月乳児家庭を訪問し、育児に自信がもてなくなると感じる母親を30%未満に減らす。	健康増進課
	26	市男性職員の育児休業取得率	市の男性職員の育児休業取得者の割合	12.5% (H18年度)	<b>15.0% (H21年度)</b>	「高岡市職員子育て支援プログラム」に掲げているこの指標の数値目標の達成を目指す。	人事課
	26	市女性職員の育児休業取得率	市の女性職員の育児休業取得者の割合	100% (H18年度)	<b>100% (H21年度)</b>	「高岡市職員子育て支援プログラム」に掲げているこの指標の数値目標の達成を目指す。	人事課
	26	年間超過勤務時間が360時間以上の市職員数	市の職員の年間360時間以上の超過勤務者数	67人 (H18年度)	<b>0人 (H21年度)</b>	「高岡市職員子育て支援プログラム」に掲げているこの指標の数値目標の達成を目指す。	人事課
	26	市の職員1人当たりの年次有給休暇取得日数	市の職員の年次有給休暇平均取得日数	8.0日 (H18年度)	<b>9.6日 (H21年度)</b>	「高岡市職員子育て支援プログラム」に掲げているこの指標の数値目標の達成を目指す。	人事課
(3) 高齢者、障害者への介護・自立支援の整備・充実	30	介護サービス拠点の充実	要支援・要介護者に対する介護サービスを提供する拠点事業所の充実	0箇所 (H18年度)	<b>10箇所 (H23年度)</b>	要支援・要介護者を24時間体制で在宅生活を支援する小規模多機能型居宅介護サービス事業所を、日常生活圏域(10圏域)すべてに1箇所以上整備することを目指す。	高齢介護課
	33	居宅介護(ホームヘルプ)サービス等の利用者数	障害者の地域生活を援助する居宅介護(ホームヘルプ)サービス等の月当たり利用者数	53人/月 (H18年度)	<b>100人/月 (H23年度)</b>	現在のサービス利用者に加え、在宅で暮らす新規利用者や施設・病院から地域生活に移行する障害者の利用増加を見込む。	社会福祉課
	33	グループホームの利用者数	障害者に住まいの場を提供するグループホーム・ケアホームの月当たり利用者数	42人/月 (H18年度)	<b>68人/月 (H23年度)</b>	施設・病院から地域生活に移行する知的・精神障害者の利用増加を見込む。	社会福祉課

5 家庭・地域活動における男女の相互協力の推進	・男女の共同意識の促進	37	ボランティアセンター登録団体数・人数	高岡市ボランティアセンターに登録している団体数とその構成人数	176団体 6,745人 (H18年度)	185団体 7,000人 (H23年度)	福祉活動に対する意識を高め、今後増加する定年退職者等の参加を促進する。	社会福祉課
6 国際化社会における理解と交流	(1)地域における在住外国人との共生	38	外国人教育指導講師人数	外国人児童生徒に対する日本語指導及び生活適応指導の講師の充実度を図る。	4人 (H19.4)	6人 (H23年度)	外国人児童生徒に対する日本語指導及び生活適応指導の充実を目指す。	学校教育課
		39	市HPの英語ページへのアクセス件数	ポルトガル語、中国語、英語の外国語版ページへのアクセス件数	ポルトガル語版 (5月～2月) 1,854件 中国語版 (6月～2月) 1,465件 英語版 (5月～2月) 2,259件 (H18年度)	ポルトガル語版 11,000件 中国語版 10,000件 英語版 14,000件 (H23年度)	年々増加していく外国人と共生するまちづくりを目指し、市HPの外国語版ページの充実を図り、アクセス件数の増加を目指す。	都市経営課国際交流室

**基本目標 男女が個人として尊重され、能力が発揮できる環境の整備**

重点課題	施策の方向・具体的施策番号	指標名	指標の説明	基準数値(年度等)	目標数値(年度)	目標設定の考え方	担当課
9 あらゆる暴力的行為や虐待の根絶	(2)子どもや高齢者等の虐待の防止	25 (再掲)	育児に自信がもてなくなると感じる母親の割合	33.9% (H18年度)	30%未満 (H23年度)	0～3ヶ月乳児家庭を訪問し、育児に自信がもてなくなると感じる母親を30%未満に減らす。	健康増進課

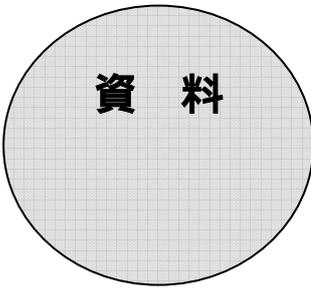
**基本目標 男女の健康の確保**

重点課題	施策の方向・具体的施策番号	指標名	指標の説明	基準数値(年度等)	目標数値(年度)	目標設定の考え方	担当課
10 男女の生涯を通じた健康支援	(1)健康管理・保持増進のための支援	65	自分が健康であると感じている市民の割合	85% (H18年度)	90% (H23年度)	地域ぐるみの健康づくりに取り組み、「高岡いきいき健康プラン21」の総合目標に掲げているこの指標の数値目標の達成を目指す。	健康増進課
		65	がんによる死亡率	がん死亡する人の割合(人口10万人当たり)	313.1 (H17年人口動態統計)	300.0 (H23年度)	がん検診の充実を図り、13(人口10万人当たり)の減を目指す。

	65	要支援・要介護認定者数の割合	65歳以上の高齢者で、介護保険の要支援・要介護認定を受けている人の割合	18.4% (H18年度)	<b>18.8%</b> (H23年度)	要支援・要介護認定者の割合が20%と見込まれる中、介護予防事業等の推進により、要支援・要介護高齢者数の抑制を目指す。	高齢介護課
	65	通所型介護予防教室の参加率	特定高齢者の内、通所型介護予防教室に参加する割合	29.6% (H18年度)	<b>40%</b> (H23年度)	特定高齢者の生活機能向上を目的とした通所型介護予防教室への参加者の増加を図り、要支援・要介護状態になる者の減少を目指す。	高齢介護課
	65	特定健康診査の実施率	国民健康保険40歳～74歳の健診実施率	60.4% (18年度基本健診受診率)	<b>64%</b> (H23年度)	国保加入者の生活習慣病の予防を目的として、特定健康診査等に関する国の基本指標の達成を目指す。	保険年金課
	66	総合型地域スポーツクラブ数	スポーツ活動の充実度を測る	4箇所 (H18年度)	<b>6箇所</b> (H23年度)	地域における生涯スポーツを推進するため、2年間に1クラブの設立を目指す。	体育保健課
	66	スポーツ施設利用者数	スポーツ施設の活用度を測る	633,868人 (H18年度)	<b>720,000人</b> (H23年度)	多様な生涯スポーツなどの機会を提供し、年2,000人の利用者増を目指す。	体育保健課

### 基本目標 計画の総合的な推進

重点課題	施策の方向・具体的施策番号	指標名	指標の説明	基準数値 (年度等)	目標数値 (年度)	目標設定の考え方	担当課	
11 プランの 有機的な 推進	(1)男女平等・共同参画の理解・促進	77	男女平等推進センターの利用者数	男女平等推進センターの年間延べ利用者数	9,863人 (H18年度)	<b>10,200人</b> (H23年度)	センター企画講座やフェスタ事業参加者の拡大を年間180人増を目指す。また、交流室等の利用市民等の拡大を年間170人を目指す。	男女平等・共同参画課
		78	まちづくり出前講座の年間利用者数	まちづくり出前講座の年間利用者数	3,055人 (H18年度)	<b>3,300人</b> (H23年度)	市政に対する理解を深めるため、まちづくり出前講座の普及を図り、利用者数を10%程度の増を目指す。	広報統計課



## 資料

プランの用語解説

旧高岡市・福岡町の取組、富山県、国、世界の動き

日本国憲法（抄）

女子差別撤廃条約（抄）

男女共同参画社会基本法

国の男女共同参画基本計画[第2次]の概要

高岡市男女平等推進条例

高岡市男女平等推進市民委員会委員名簿

高岡市男女平等推進庁内連絡会議設置要綱

高岡市男女平等推進プラン策定の経過

市民の相談・情報窓口等

## プランの用語解説

### [あ行]

育児・介護休業法	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児や介護を行う労働者の仕事と家庭との両立が図られるよう支援することを目的に1992(平成4)年4月施行。休業制度の設置、子の養育と家族介護を行う労働者の勤務時間などの措置等を定めている。
インターンシップ	学生が在学中に一定の期間、企業で就業体験をする制度のこと。制度そのものは就職活動とは直接関係ないが、学生にとっては職業適性をつかむ機会となる。
H I V / エイズ	H I V (human immunodeficiency virus) は、ヒト免疫不全ウイルスのこと。エイズは、後天性免疫不全症候群のこと。エイズは、H I Vに感染することによって、健康な人では発症しない病原体に対して、抵抗力が働かなくなることによって発症する様々な病気の総称。
N P O	「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。最狭義では、特定非営利活動促進法(1998(平成10)年3月成立)により法人格を得た団体(NO法人)のことを指す。

### [か行]

家族経営協定	農業経営を発展させていくために、農家世帯の家族が、家庭内で話し合いを行い、農業経営における一人ひとりの役割や労働時間、給料、休日の取り方、生活面における諸事項等について文書で取り決めたもの。
行政委員会	地方自治法180条の5第1項及び第3項に基づき設置するもの。高岡市においては、教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・公平委員会・農業委員会・固定資産評価審査委員会。
行政相談委員	総務大臣から委嘱され各市町村に配置されている。国の行政機関や特殊法人などの仕事への、市民からの苦情や要望を聴き、公平・中立な立場から相談者への助言や関係行政機関への通知などの行政相談を行う。

### [さ行]

次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、2003(平成15)年7月に制定された。2015(平成27)年までの時限立法。地方公共団体及び事業主に対し、国の指針に基づく行動計画の策定を義務づけている。
児童相談所	児童の福祉に関する事項について、相談や調査・判定に基づく必要な指導や児童の一時保護などを行う都道府県等の機関。
(高岡市)市民と行政の協働のルール	高岡市における、市民と行政が、連携を深めながら、「まちづくり」に取り組むための指針であり、「協働」についての基本的な考え方と方向を示したもの。2006(平成18)年12月策定。

就業率	労働統計に用いる用語としては、15歳以上人口に占める就業者の割合。  就業者とは、従業者(調査期間中に収入を伴う仕事を1時間以上した者。学生のアルバイト、パートタイム、家族従業者で収入を伴わない者も含める。)と休業者(仕事を持ちながら、調査週間中は病気や休暇などで仕事をしなかった者。)を合わせた者。
出生率	厚生統計に用いる用語としては、10月1日現在日本人人口に占める年間出生数(出生数と死産数の合計)の割合。
受動喫煙	健康増進法第25条において、「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」と定義。
女子差別撤廃条約	あらゆる分野の性差別の撤廃をめざし、1979(昭和54)年12月、国連総会で採択。日本は1985(昭和60)年に批准。
女性2000年会議成果文書	2000(平成12)年に、ニューヨークで開催された国連特別総会で採択された「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」のこと。
女性へのチャレンジ支援	雇用、起業、NPO、農業、研究、各種団体、地域、行政、国際などの様々な分野において、意欲と能力のある女性が活躍できるよう、積極的改善措置の推進、身近なチャレンジ事例の提示、チャレンジ支援のためのネットワーク形成、女子学生・女子生徒へのチャレンジ支援等を行うもの。政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上」へのチャレンジ 起業家、研究者・技術者など従来女性の少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横」へのチャレンジ 子育てや介護などでいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」がある。
女性の再チャレンジ	「女性へのチャレンジ支援」を参照。
所定内給与額	労働統計に用いる用語としては、労働契約や事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって「きまって支給する給与」(定期給与)のうち、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等の所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される「所定外給与」(超過労働給与)以外のもの。
(市の・各種)審議会・委員会	地方自治法202条の3に基づき、法律、条例に定めにより設置している付属機関及び市の要綱に基づき設置している委員会。
人権擁護委員	法務大臣から委嘱され各市町村に配置されている。地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、市民からの相談を行う。
性感染症	性行為又は性行為に類似する行為によって人から人へ感染する病気のこと。従来は梅毒、淋病などが主なものであったが、新しい病気も増えてきている。その代表的な性感染症には、HIV感染症(エイズ)、性器ヘルペス、クラミジア感染症、尖形コンジローム、膣トリコモナス症、B型肝炎などがある。 STD (Sexually Transmitted Diseases)とも言う。

性差医療	米国において1980年代以降、様々な疾患の原因、治療法が男女で異なることが分かってきたことから始まったもの。病気によっては男女で発生頻度が異なったり、体の状態を示す検査値が男女によって差が出たりする場合があります、こうした男女の差に適切な配慮のもとに行う医療のこと。
世界女性会議	女性の地位向上を目的として、国連主催のもとに開かれてきた会議。1975(昭和50)年にメキシコシティ(メキシコ)において第1回世界女性会議を開催。以後、5～10年ごとに開催。第2回は、1980(昭和55)年にコペンハーゲン(デンマーク)、第3回は、1985(昭和60)年ナイロビ(ケニア)、第4回は、1995(平成7)年北京(中国)で開催。
セクシュアル・ハラスメント	性的嫌がらせ。男女を問わず、相手の意に反する性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布等、様々な態様のものが含まれる。

### [た行]

高岡いきいき健康プラン21	高齢化の進行や、高脂血症や糖尿病等の生活習慣病に起因する寝たきりや痴呆の問題が深刻化しつつあるため、若い頃から健康を増進することで生活の質を高めるために、健康課題を明確にし、市民と協働で健康づくりを推進するための本市の健康プラン。2003(平成15)年3月、健康増進法等に基づき策定。(計画の期間は、2003(平成15)年度から2012(平成24)年度までの10年間)
高岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	高齢者保健福祉計画は、高岡市の保健福祉サービス等について基本的な政策目標を設定し、その実現のために取り組むべき施策を定める計画。介護保険事業計画は介護保険の適正な給付を目指し、介護保険サービスの見込量等を定める計画。平成18年3月策定。(計画の期間は、2006(平成18)年度から2008(平成20)年度までの3年間)
高岡市次世代育成支援行動計画	子どもが尊重され子育てが大切にされる社会を構築するための本市の計画。平成17年3月、次世代育成支援対策推進法に基づき策定。(計画の期間は、2005(平成17)年度から2014(平成26)年度までの10年間)
高岡市職員子育て支援プログラム	市職員が仕事と両立して子育てを行うことができるよう、職場全体で子育て支援に取り組み、子育て中の職員だけでなく、すべての職員にとって働きやすい職場とするための特定事業主としての計画。2005(平成17)年3月、次世代育成支援対策推進法に基づき策定。(計画の期間は、2005(平成17)年度から2009(平成21)年度までの5年間)
高岡市福祉のまちづくり条例	高岡市の福祉のまちづくりに関する基本理念及び基本的方向を定め、市及び事業者それぞれの責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、福祉に関する施策の推進及び生活・都市施設の整備に関し必要な事項を定めたもの。施行は新市発足日の2005(平成17)年11月1日。
男女共同参画基本計画(第2次・国)	政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画。男女共同参画社会基本法により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現有の計画は2005(平成17)年12月に策定。

男女共同参画基本計画(第2次・富山県)	富山県の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画。男女共同参画社会基本法により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために国の計画を勘案して都道府県が定めなければならないとされており、現有の計画は2007(平成19)年2月に策定。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念、国・地方公共団体・国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めたもの。1999(平成11)年6月公布、施行。
(富山県)男女共同参画チーフ・オフィサー	富山県が企業の役員クラス等を対象に、企業における男女共同参画の推進責任者として委嘱した者。企業の女性人材の活用や仕事と家庭の両立支援などの取組を進めてもらう。
男女雇用機会均等法	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を目的として、労働者の募集や採用、配置、昇進などにおいて男女間の差別の禁止などが規定されている。1986(昭和61)年4月施行。
(高岡市)男女平等推進条例	高岡市の男女平等・共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めたもの。施行は新市発足日の2005(平成17)年11月1日。
男女平等・共同参画(社会)	男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮すること。(ができる社会。)
高岡市男女平等問題処理委員会	高岡市男女平等推進条例に基づき、市民からの男女平等・共同参画にかかる市の施策や人権侵害の苦情に対して、第三者的立場の機関として簡易迅速に救済する目的で設置する委員会。
地域活動組織	このプランで用いる用語としては、自治会、PTAなど各地域や福祉、教育、スポーツ等の各分野においてボランティア活動を行う団体・グループのこと。
(DV被害者の)一時保護	配偶者暴力相談支援センターが、婦人相談所等の生活支援施設に、DV被害者及びその同伴家族を入所させ一時的に避難させること。
共働き率	国勢調査に用いる用語としては、夫婦のいる一般世帯数に占める共働き世帯数の割合。
富山県男女共同参画推進員	富山県男女共同参画推進条例第15条に基づき、地域における男女共同参画の推進を図るため、県内各地域に男女共同参画推進員を設置している。男女共同参画推進員は各地域において、県の男女共同参画計画の普及啓発などの様々な活動を展開している。
富山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画	富山県における、男女が互いの人権を尊重し、配偶者からの暴力のない社会の実現を目指すDV対策基本計画。平成18年3月策定。(計画期間は2006(平成18)年度から2008(平成20)年度。)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3の規定に基づく。
DV	「ドメスティック・バイオレンス」を参照。

ドメスティック・バイオレンス	一般的には、夫婦や恋人など親密な関係にある男女間の身体的・心理的暴力などをいう。略してDVとも言われている。DV防止法の定義は、配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、元配偶者から引き続き受ける場合も含むと定義している。
DV防止法	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備について定めている。2001(平成13)年10月施行。以降、法改正により被害者保護対策が強化されている。

### [な行]

ノーマライゼーション	障害者や高齢者も社会の中で他の人々と同じように共に暮らし、すべての住民が同等の権利を享受できる社会こそがノーマル(普通)であるという福祉の考え方。
------------	---

### [は行]

パートタイム労働法	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」。1週間の所定労働時間が通常の労働者の労働時間に比べて短い労働者の有する能力を有効に発揮できるようにして、短時間労働者の福祉増進を図ることを目的とする。雇用管理の改善の促進、職業能力の開発・向上等に関する施策の基本方針を定めている。1993(平成5)年12月施行。
配偶者等からの暴力	「ドメスティック・バイオレンス」を参照。
パブリック・コメント	計画などの策定過程の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に、計画などの策定段階において、広く市民に対して計画案などを公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して行政の意思決定を行う方法。
バリアフリー化	高齢者や障害者が日常生活を送るうえで不便な障害となっている段差や仕切り(バリア)を除去(フリー)するほか、精神的な障壁(バリア)を取り除き、障害者などが安心して暮らせる環境をつくること。
病後児保育	保育所に通所中の児童が、病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間に、保護者が勤務等の都合により育児をできない場合、当該児童を保育所、病院等に付設された専用スペース等において一時的に預かるもの。
病児保育	保育所に通所中の児童が、病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面症状の急変が認められない場合に、保育所、病院等に付設された専用スペース等において一時的に預かるもの。
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、地域において会員同士が育児に関する相互援助を行うことを支援する会員組織。
北京宣言及び行動綱領	1995(平成7)年、北京(中国)で開催された第4回世界女性会議で採択された。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメント(女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること)のためのアジェンダ(予定表)を記している。

放課後児童育成クラブ(学童保育)	保護者が勤労等により昼間家庭にいない、小学校に修学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に学校の空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。
保護命令	裁判所が、配偶者からの暴力の被害にあった人からの申し立てによって、加害者に対して発する命令。身辺へのつきまといなどを禁止する接近禁止命令や住居からの退去命令等がある。
母子自立支援員	ひとり親家庭の親等の職業能力の開発、就職活動などの総合窓口として相談を行う。
ポジティブ・アクション	積極的改善措置のこと。様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

### [ま行]

民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、各市町村に配置されている。社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、必要な援助を行う。すべての民生委員は法律に基づき児童委員を兼ね、児童及び妊産婦の福祉の増進を図る活動等を行う。
-----------	--

### [や行]

(固定的な・性別・性別による・男女の)役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。(「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例。)
---------------------------	---

### [ら行]

ライフステージ	人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	「性と生殖に関する女性の健康/権利」のこと。「女性の人権」に「健康に関する自己決定権」を取り入れた概念。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。1994(平成6)年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された。
労働力率(労働力人口比率)	労働統計に用いる用語としては、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者と完全失業者の合計)の割合。  完全失業者とは次の3つの条件を満たす者。 「仕事がなく調査期間中に少しも仕事をしなかった。」「仕事があればすぐ就くことができる。」「調査期間中に仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた。」

## 高岡市・県・国・世界の動き

### (1) 高岡市（旧高岡市・福岡町を含む）の動き

年 月	主 な 動 き 等
1993(平成5)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性プラン策定(3月)(旧高岡市)</li> <li>・企画調整部に「女性・国際室」設置(4月)(旧高岡市)</li> <li>・女性プラン推進市民委員会、同庁内連絡会議設置(7月)(旧高岡市)</li> </ul>
1994(平成6)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性行政室設置(女性・国際室を改組)(4月)(旧高岡市)</li> </ul>
1996(平成8)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ふれあい福祉センター」開設(6月)(旧高岡市)</li> <li>・市民の生活実態及び意識に関する調査の実施(11月)(旧高岡市)</li> </ul>
1997(平成9)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性プラン情報誌「ありて」創刊(3月)(旧高岡市)</li> <li>・生涯学習センター(仮称)整備基本計画策定(4月)(旧高岡市)</li> </ul>
1998(平成10)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性プラン普及版(改訂版)作成(3月)(旧高岡市)</li> <li>・子育て支援センター開設(4月)(旧高岡市)</li> </ul>
1999(平成11)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒューマンプラン策定(3月)(福岡町)</li> <li>・女性プラン改定ワーキング・グループ設置(8月)(旧高岡市)</li> <li>・女性プラン改定のための市民フォーラム開催(10~11月)(旧高岡市)</li> </ul>
2000(平成12)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する意識・実態調査の実施(4月)(旧高岡市)</li> </ul>
2001(平成13)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等推進プラン策定(3月)(旧高岡市)</li> <li>・新児童育成計画策定(3月)(旧高岡市)</li> </ul>
2002(平成14)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康福祉センター開設(5月)(福岡町)</li> </ul>
2003(平成15)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高岡いきいき健康プラン21策定(3月)(旧高岡市)</li> <li>・男女平等推進条例制定(6月)(旧高岡市)</li> </ul>
2004(平成16)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等推進条例施行(1月)(旧高岡市)</li> <li>・男女平等問題処理委員会設置(1月)(旧高岡市)</li> <li>・男女平等推進センター開設(指定管理者制度による運営)(4月)(旧高岡市)</li> <li>・高岡市民病院に「女性専門外来」設置(5月)</li> </ul>
2005(平成17)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等・共同参画に関する意識・実態調査の実施(3月)(旧高岡市)</li> <li>・次世代育成支援行動計画(旧高岡市) 職員子育て支援プログラム策定(3月)(旧高岡市・福岡町)</li> <li>・男女平等・共同参画課をウイング・ウイング高岡6Fへ設置(男女平等・国際交流課を改組・移転)(4月)(旧高岡市)</li> <li>・男女平等推進センターを市直営管理に見直し(4月)(旧高岡市)</li> <li>・ファミリー・サポート・センター開設(7月)(旧高岡市)</li> <li>・子育て支援センター開設(7月)(福岡町)</li> <li>・新「高岡市」発足(高岡市・福岡町合併)(11月)</li> <li>・高岡市男女平等推進条例施行(11月)</li> <li>・高岡市男女平等問題処理委員会設置・委員委嘱(11月)</li> </ul>
2006(平成18)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高岡市男女平等推進市民委員会」「高岡市男女平等推進センター運営協議会」「高岡市男女平等推進ネットワーク会議」設置(2月)</li> <li>・高岡市総合計画市民アンケート調査実施(3月)</li> <li>・高岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定(3月)</li> </ul>
2007(平成19)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高岡市男女平等推進庁内連絡会議設置(4月)</li> <li>・高岡市総合計画作成(9月)</li> <li>・高岡市男女平等問題処理委員委嘱期間満了に伴う委嘱(11月)</li> </ul>

(2) 富山県の動き

年 月	主 な 動 き 等
1992(平成4)年	・新とやま女性プラン策定(3月)
1996(平成8)年	・富山県女性財団設立(11月)
1997(平成9)年	・とやま男女共同参画プラン策定(4月) ・富山県女性総合センター「サンフォルテ」開設(4月)
2001(平成13)年	・富山県男女共同参画推進条例制定(4月) ・富山県男女共同参画計画策定(11月)
2002(平成14)年	・男女共同参画チーフ・オフィサー、設置開始(4月) ・男女間における暴力に関する調査の実施(10月)
2003(平成15)年	・男女共同参画推進認証事業所、登録開始(4月)
2004(平成16)年	・男女共同参画社会に関する意識調査の実施(12月)
2006(平成18)年	・未来とやま子育てプラン(次世代育成支援富山県行動計画)策定(2月) ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定(3月)
2007(平成19)年	・富山県民男女共同参画計画(第2次)策定(2月)

(3) 国の動き

年 月	主 な 動 き 等
1993(平成5)年	・労働省「事業所内託児施設助成金」制度創設 ・中学校の「家庭科」男女共修(4月) ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)施行(12月)
1994(平成6)年	・高等学校の「家庭科」男女共修(4月) ・労働省「仕事と育児両立支援特別援助事業」創設 ・総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置(6月)、及び「男女共同参画推進本部」設置(7月) ・「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)、「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」(緊急保育対策等5カ年事業)を策定(12月) ・「新・高齢者保健福祉推進十カ年戦略」(新ゴールドプラン)策定(12月)
1995(平成7)年	・「雇用保険法」改正法施行(育児休業給付を創設)(4月) ・「ILO第156号条約」(家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約)批准(6月) ・「育児休業等に関する法律」改正法施行(法律の題名の変更、介護休業を盛りこむ等)(10月)
1996(平成8)年	・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン～21世紀の新たな価値の創造～」答申(8月) ・「優生保護法」改正法施行(題名を「母体保護法」とし、母性の生命健康の保護を目的とした規定に限定)(9月) ・「男女共同参画プラン～男女共同参画社会の形成の促進に関する2000(平成12)年度までの国内行動計画～」策定(12月)

1997(平成9)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画審議会設置法」施行（4月）</li> <li>・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」改正法（育児や家族介護を行う男女労働者について、深夜業の制限の権利を創設）（4月）</li> <li>・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」改正法（募集・採用、配置・昇進についての女性差別の禁止、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等）（6月）</li> <li>・「労働基準法」改正法公布（女性労働者に対する時間外・休日労働、深夜業の規制の解消等）（6月）</li> <li>・労働省設置法改正・施行（「都道府県女性少年室」に名称変更）（10月）</li> <li>・人口問題審議会「少子化に関する基本的考え方について - 人口減少社会、未来への責任と選択」報告（10月）</li> <li>・経済企画庁「平成9年度国民生活白書（働く女性・新しい社会システムを求めて）」公表（11月）</li> <li>・「介護保険法」公布（12月）</li> </ul>
1998(平成10)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」改正法施行（母性保護に関する規定）（4月）</li> <li>・「児童福祉法」改正法施行（保育所入所の仕組みが、措置から保護者の選択へ）（4月）</li> <li>・「児童福祉法施行令」改正・施行（保母を「保育士」として男女共通の名称に）（4月）</li> <li>・「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令」公布・施行（乳児の保育士の配置基準を6対1から3対1に改善）（4月）</li> <li>・厚生省「平成10年版厚生白書（少子社会を考える - 子供を産み育てることに『夢』を持てる社会を）」公表（6月）</li> <li>・「文部省組織令の一部を改正する政令」施行（文部省生涯学習局婦人教育課を「男女共同参画学習課」に発展的改組）（7月）</li> <li>・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法 - 男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり - 」答申（11月）</li> <li>・「特定非営利活動促進法」（NPO法）施行（12月）</li> <li>・「少子化への対応を考える有識者会議」提言（「夢ある家庭づくりや子育てができる社会を導くために（提言）」）（12月）</li> </ul>
1999(平成11)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正法施行（4月）</li> <li>・「児童買春・児童ポルノ処罰法」施行（11月）</li> <li>・男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申（5月）</li> <li>・「男女共同参画社会基本法」施行（6月）</li> <li>・「食料・農業・農村基本法」施行（女性の参画の促進を規定）（7月）</li> <li>・「少子化対策推進基本方針」（少子化対策推進関係閣議会議）（12月）</li> <li>・「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）策定（12月）</li> <li>・「今後5カ年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン21）」策定（12月）</li> </ul>

2000(平成 12)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度スタート(4月)</li> <li>・男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的施策について」答申(7月)</li> <li>・男女共同参画審議会「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申(9月)</li> <li>・「児童虐待防止法」、「ストーカー規制法」施行(11月)</li> <li>・「男女共同参画基本計画」策定(12月)</li> </ul>
2001(平成 13)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省庁再編により内閣府に男女共同参画局設置(1月)</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行(10月)</li> </ul>
2003(平成 15)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「健康増進法」施行(5月)</li> <li>・「女性のチャレンジ支援策」男女共同参画推進本部決定(6月)</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」・「少子化社会対策基本法」施行(7月)</li> </ul>
2004(平成 16)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等」男女共同参画推進本部決定(4月)</li> <li>・「児童虐待防止法」改正法施行(児童虐待の定義の見直し、通告義務の拡大等)(10月)</li> <li>・「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢者雇用安定法)」改正法施行(募集及び採用について上限年齢設定の理由の提示、シルバー人材センターが行う一般労働者派遣事業の特例等)(12月)</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」改正法施行(退去命令の期間を2ヶ月間に拡大、元配偶者も保護命令の適用対象、接近禁止命令の対象に子どもを含める等)(12月)</li> </ul>
2005(平成 17)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」改正法施行(育児休業期間を子が1歳6ヶ月に達するまで延長、介護休業の取得回数制限の緩和、子の看護休暇を1年に5日まで創設等)(4月)</li> <li>・「児童福祉法」改正法施行(児童相談に応じることを市町村の業務として法律上明確化)(4月)</li> <li>・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定(重点分野12項目、重点事項10項目)(12月)</li> </ul>
2006(平成 18)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢者雇用安定法)」改正法施行(65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等)(4月)</li> <li>・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行(4月)</li> <li>・「教育基本法」改正法制定(普遍的な理念は大切にしながら、道徳心、自律心、公共の精神など、教育の理念などについて規定)(12月)</li> </ul>
2007(平成 19)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」改正法施行(男女双方に対する差別的取扱いの禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)(4月)</li> <li>・「憲法改正の手続きを定める国民投票法」成立(5月)</li> <li>・「児童虐待防止法」改正法制定(児童相談所が強制的な立ち入り調査を行う権限の付与等)(6月)(平成20年4月施行)</li> <li>・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」改正法施行(一定の労働条件について明示が義務化、パート労働者の待遇を差別的に取り扱うことが禁止等)(6月)(平成20年4月施行)</li> </ul>

(4) 世界の動き

年 月	主 な 動 き 等
1993(平成5)年	<ul style="list-style-type: none"><li>・国連世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択(6月)</li><li>・国連「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(12月)</li></ul>
1994(平成6)年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ILO総会「ILO第175号条約」(パートタイム労働に関する)を採択(6月)</li><li>・「開発と女性」に関するアジア・太平洋大臣会議(「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択)(6月)</li><li>・国連「世界人口・開発会議」(カイロ)開催(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、性と生殖に関する健康・権利が取り上げられる)(9月)</li></ul>
1995(平成7)年	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会開発サミット(コペンハーゲン)開催(貧困の女性化が取り上げられる)(3月)</li><li>・第4回世界女性会議(北京)開催(「北京宣言及び行動綱領」採択)(9月)</li></ul>
2000(平成12)年	<ul style="list-style-type: none"><li>・ILO母性保護条約の改定案採択(6月)</li><li>・「国連特別総会女性2000年会議」(ニューヨーク)開催(6月)</li><li>・国連ミレニアム開発目標宣言(9月)</li></ul>
2003(平成15)年	<ul style="list-style-type: none"><li>・第29回国連女子差別撤廃委員会(7月)</li></ul>
2005(平成17)年	<ul style="list-style-type: none"><li>・国連「北京+10」世界閣僚級会合(第49回国連婦人の地位委員会)(ニューヨーク)(2月)</li></ul>
2006(平成18)年	<ul style="list-style-type: none"><li>・東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京)(6月)</li></ul>

## 日本国憲法(抄)

昭和22年5月3日 施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第三章 国民の権利及び義務

**第10条** 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

**第11条** 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

**第12条** この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

**第13条** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

**第14条** すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

**第15条** 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

**第16条** 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

**第17条** 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

**第18条** 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

**第19条** 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

**第20条** 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

**第21条** 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

**第22条** 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

**第23条** 学問の自由は、これを保障する。

**第24条** 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳

と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

**第 25 条** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

**第 26 条** すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

**第 27 条** すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

**第 28 条** 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

**第 29 条** 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

**第 30 条** 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

**第 31 条** 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

**第 32 条** 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

**第 33 条** 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

**第 34 条** 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

**第 35 条** 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

**第 36 条** 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

**第 37 条** すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

**第 38 条** 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

**第 39 条** 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

## 第十章 最高法規

**第 97 条** この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

**第 98 条** この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

**第 99 条** 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

## 女子差別撤廃条約

(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

1979 (昭和54)年12月18日 採択

1981 (昭和56)年9月3日 発効

1985 (昭和60)年6月25日 批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、

すべての国(社会体制及び経済体制のいかなる問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

### 第1部

#### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

#### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。  
(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的

な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

**第5条** 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及

び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第2部

### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得

のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

#### 第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
  - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
  - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機

能の保護を含む。)についての権利

- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
  - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
  - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
  - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
  - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対する

この条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
  - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
  - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
  - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
  - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
  - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
  - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
  - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
  - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

#### 第4部

##### 第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の

自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

##### 第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

#### 第5部

##### 第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考

慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
  - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会

が要請するとき。

- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

#### 第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

### 第6部

#### 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

#### 第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

#### **第26条**

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

#### **第27条**

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

#### **第28条**

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

#### **第29条**

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

#### **第30条**

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

# 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日 施行

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男

女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### (国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### (国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形

成に寄与するように努めなければならない。

**(法制上の措置等)**

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

**(年次報告等)**

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

**第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策**

**(男女共同参画基本計画)**

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

**(都道府県男女共同参画計画等)**

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**(施策の策定等に当たっての配慮)**

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

**(国民の理解を深めるための措置)**

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

**(苦情の処理等)**

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

**(調査研究)**

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

**(国際的協調のための措置)**

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)**

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援する

ため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

#### (設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

#### (議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
  - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
  - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行

政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附則(平成11年6月23日法律第78号)抄

#### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

#### (男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

#### (経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

#### (総理府設置法の一部改正)

第4条 総理府設置法(昭和24年法律第127号)の一部を次のように改正する。

第4条第4号の次に次の一号を加える。

四の二男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第13条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する男女共同参画基本計画の案を作成すること。

# 国の男女共同参画基本計画[第2次]の概要 内閣府男女共同参画局資料

## 第1部 基本的考え方

### 計画の対象期間

- ・施策の基本的方向...平成32年(西暦2020年)までを見通した長期的な施策の方向性
- ・具体的施策...平成22年(西暦2010年)度末までに実施する具体的施策

### 男女共同参画基本計画(第2次)の重点事項

- 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ・2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待し、各分野の取組を推進。  
女性のチャレンジ支援
- ・一旦家庭に入った女性の再チャレンジ(再就職、起業等)支援策を充実。  
男女雇用機会均等の推進  
仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し
- ・男性も含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に推進。  
新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進
- ・(1)科学技術、(2)防災(災害復興を含む)、(3)地域おこし・まちづくり・観光、(4)環境  
男女の性差に応じた的確な医療の推進  
男性にとっての男女共同参画社会の意義等を重視した広報・啓発  
男女平等を推進する教育・学習の充実  
女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ・被害者の保護や支援等の施策の推進。
- ・女性に対する暴力の予防のための対策の推進。  
あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施。

## 第2部 施策の基本的方向と具体的施策

### 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- (1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請
- (3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援
- (4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供

### 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
- (3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実
- (4) 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供

### 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
- (2) 母性健康管理対策の推進
- (3) 女性の能力発揮促進のための援助
- (4) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備

- (5) 起業支援等雇用以外の就業環境の整備

### 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

- (1) あらゆる場における意識と行動の変革
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境
- (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
- (5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

### 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

- (1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
- (2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

- (3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

### 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

- (1) 高齢者の社会参画に対する支援
- (2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築
- (3) 高齢期の所得保障
- (4) 障害者の自立した生活の支援
- (5) 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備

### 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- (3) 性犯罪への対策の推進
- (4) 売買春への対策の推進
- (5) 人身取引への対策の推進
- (6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- (7) ストーカー行為等への対策の推進

### 8 生涯を通じた女性の健康支援

- (1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進
- (2) 妊娠・出産等に関する健康支援
- (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

### 9 メディアにおける男女共同参画の推進

- (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
- (2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進

### 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- (1) 男女平等を推進する教育・学習
- (2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

### 11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

- (1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透
- (2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

### 12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

- (1) 科学技術
- (2) 防災(災害復興を含む)
- (3) 地域おこし、まちづくり、観光
- (4) 環境

## 第3部 計画の推進

### 1 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化

- (1) 男女共同参画会議の機能発揮
- (2) 総合的な推進体制の整備・強化等

### 2 国の地方公共団体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

### 3 女性のチャレンジ支援

# 高岡市男女平等推進条例

平成 17 年 11 月 1 日 施行

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けて「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を軸とした国際的な取組みとも連動しながら、男女共同参画社会基本法の制定等、法制度の整備を中心に様々な取組みが進められてきた。

高岡市においても、市民の積極的な活動と働きかけのもとに、高岡市女性プラン、高岡市男女平等推進プランの策定等様々な施策に取り組み、制度や体制づくりに成果をみている。

しかしながら、社会の現状をみると「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識やこれを反映した社会制度や慣行は今なお残り、政策・方針決定過程への参画の男女格差、職場での登用や賃金等の男女格差、配偶者からの暴力の存在など真の男女平等の達成には未だに多くの課題が残されている。

また、今後一層進む少子高齢化等社会経済情勢の変化に対応して、高岡市が将来にわたり豊かで活力あるまちであるためには、このような課題の解消に努め、男女が性別にかかわらず、一人ひとりが持つ個性と能力を十分発揮し、自らの意思によってあらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う男女平等と男女共同参画の実現を図ることが重要かつ急務となっている。

これらを踏まえ、市、市民、事業者等が一体となって日本国憲法に保障されている男女平等の社会の形成に向けての取組を総合的、計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、日本国憲法に保障されている男女平等と男女共同参画(以下「男女平等・共同参画」という。)の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定め、男女平等・共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって男女平等社会を形成することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会 男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)に掲げる「男女共同参画」を通して実現する、男女が性別に起因する政治的、経済的、社会的、心理的その他あらゆる形態の

差別を受けない社会をいう。

- (2) 積極的格差改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者等 市内に事務所若しくは事業所を有する法人、個人及びその他民間団体をいう。
- (4) 配偶者等からの暴力 夫婦間、恋愛関係にある男女間その他親密な関係にある男女間並びに過去にそのような関係にあった男女間に起こる身体的及び心理的暴力をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反する性的な言動により、相手方の対応によって不利益を与える行為又は相手方の生活環境を害する行為をいう。
- (6) 市民 市内に住所を有する者、市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内の学校に通学する者をいう。

### (基本理念)

第 3 条 男女平等・共同参画の推進は、次の基本理念に基づいて行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行等が、固定的な性別役割分担意識を反映して、男女の社会における活動が制限されることのないよう見直し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、自らの意志と責任において多様な活動が選択できるよう配慮されなければならないこと。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市及び事業者等における政策又は方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されるよう努めなければならないこと。
- (4) 男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家庭生活においては家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場や地域等のあらゆる分野における活動に平等に参画し、両立できること。
- (5) 女性の生涯にわたる健康を権利として保障する考え方を尊重し、男女が生涯を通じて身体的、精神的及び社会的に良好な状態であるよう図られること。
- (6) 男女平等・共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び高岡市の地域特性にかんがみ、地域の在住外国人と相互に理解と

交流を深めつつ、その推進は国際的協調の下に行われること。

### (市の責務)

- 第4条 市は、男女平等社会の形成の促進を市の主要な政策と位置付け、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女平等・共同参画の推進に関する施策(積極的格差改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、学校教育、生涯教育等あらゆる分野の教育の場において、男女平等・共同参画の視点に立った教育を行うよう努めるとともに、市民及び事業者等が取り組む男女平等・共同参画に関する学習及び活動を支援するための適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図り、市民及び事業者等との積極的な協働のもとに、男女平等社会の形成に努めるものとする。

### (市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女平等・共同参画の推進に努めるものとする。
- 2 市民は、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく個性を尊重し、多様な生き方を認め合う男女平等社会への理解を深めるとともに、子供達を育む家庭及び地域における教育の重要性にかんがみ、男女平等・共同参画の視点に立った教育の役割を担うよう努めるものとする。
- 3 市民は、市の政策形成への参画及び市が実施する男女平等・共同参画を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者等の責務)

- 第6条 事業者等は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女平等・共同参画の推進に努めるものとする。
- 2 事業者等は、市の政策形成への参画及び市が実施する男女平等・共同参画を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

### (性別による権利侵害の禁止等)

- 第7条 何人も、次に掲げる男女の人権を損なう行為を行ってはならない。
- (1) 家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場における性別を理由とした差別的取扱い
- (2) 家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント
- (3) 配偶者等からの暴力をはじめとする男女平等を阻害する暴力的行為
- 2 市は、前項の行為により被害を受けた市民の相談に対応するものとし、その対応については、相談窓口を設置するとともに、関係機関及び団体と連携し必要な支援等に努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

### (行動計画の策定)

- 第8条 市長は、男女平等社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため行動計画を策定する。
- 2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女平等・共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 男女平等・共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民及び事業者等の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、高岡市男女平等推進市民委員会に諮問するものとする。
- 4 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

### (積極的格差改善措置)

- 第9条 市は、市の機構のあらゆる分野における活動において、男女平等・共同参画を阻害する要因の解消を図り、男女の平等な参画の機会の確保に努めるものとする。
- 2 市長は、市の審議会、委員会等の附属機関その他これに準ずるものの構成員を委嘱し、若しくは任命するとき又は市の執行機関の委員を選任するときは、前条に定める行動計画に数値目標を掲げ、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

### (推進体制の整備)

- 第10条 市は、関係部局相互の連携及び調整により、男女平等・共同参画の推進に関する施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、全庁的な推進体制を整備するものとする。
- 2 市は、男女平等社会の形成の促進を図るため、市、市民及び事業者等が互いに協働し、男女平等・共同参画の推進に関する諸施策及び諸事業を全市的に推進する体制を整備するものとする。

### (拠点施設の設置)

- 第11条 市は、男女平等・共同参画を推進する市民の活動の拠点であるとともに、男女平等・共同参画の推進に関する施策を総合的に進める拠点となる施設を設置する。

### (広報活動)

- 第12条 市は、男女平等社会の形成について市民及び事業者等の理解を深めるため、積極的に広報活動を行うとともに、情報の発信に当たっては、性別に基づく固定観念にとらわれないよう表現に配慮するものとする。

### (市民及び事業者等に対する支援)

- 第13条 市は、市民及び事業者等が行う男女平等・共同参画の推進に関する活動に対

して、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

#### (調査研究)

第 14 条 市は、男女平等・共同参画の推進に関する施策を策定し、及び施策を効果的に推進していくため、必要な調査研究を行い、その成果を発表するものとする。

#### (雇用の分野における男女平等・共同参画の推進)

第 15 条 市は、事業者等に対し、雇用の分野において男女平等・共同参画が推進されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市は、事業者等の男女平等・共同参画の推進に関する積極的な取組の奨励に努めるものとする。

3 市は、男女平等・共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者等に対し、職場における男女平等・共同参画の状況について報告を求めることができる。

4 市は、前項の報告により把握した男女平等・共同参画の状況を取りまとめ発表することができる。

#### (国際的理解と交流を深める措置)

第 16 条 市は、男女平等・共同参画の推進に関する国際的活動への理解を深め、協力するとともに、市内に在住する外国人と市民の相互の理解と交流を深める施策の推進を図るものとする。

#### (年次報告)

第 17 条 市は、毎年、男女平等・共同参画の推進状況及び施策の実施状況等について報告書を作成し、発表するものとする。

#### (財政上の措置等)

第 18 条 市は、男女平等・共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

### 第 3 章 苦情の処理

#### (高岡市男女平等問題処理委員会)

第 19 条 市長は、市民及び事業者等からの次条に規定する申出を適切かつ迅速に処理するため、高岡市男女平等問題処理委員会(以下「処理委員会」という。)を置く。

2 処理委員会の委員の定数は、3 人以内とし、男女平等・共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### (苦情等の申出)

第 20 条 市民及び事業者等は、次に掲げる場合には、処理委員会に苦情等を申し出ることができる。

(1) 市が実施する男女平等・共同参画の推

進に関する施策又はその推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情がある場合

(2) 性別による差別的取扱いその他の男女平等を阻害する要因により人権侵害の問題が生じた場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、処理委員会にその旨を申し出ることができない。

(1) 判決、裁決等により確定した事案

(2) 裁判所において係争中又は行政庁において不服申立て審理中の事案

(3) 地方公共団体の議会に対する請願又は陳情の事案

(4) 処理委員会が行った処理に関する事案

(5) 人権侵害に関する申出について、人権侵害のあった日から 1 年を経過している事案。ただし、正当な理由があると処理委員会が認めるときは、この限りでない。

(6) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないと処理委員会が認める事案

#### (調査、処理及び報告)

第 21 条 処理委員会は、前条第 1 項の規定による申出があった場合は、次に掲げる事務を行う。

(1) 前条第 1 項第 1 号の場合 必要に応じて、市の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めるとともに、必要があると認めるときは、当該機関に対して意見の表明又は是正措置の勧告を行うこと。

(2) 前条第 1 項第 2 号の場合 必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求めるとともに、必要があると認めるときは、当該関係者に助言又は是正の要望を行うこと。

2 前項第 1 号の意見の表明又は是正措置の勧告を受けた機関は、当該意見の表明又は是正措置の勧告に適切かつ迅速に対応するとともに、その状況を速やかに処理委員会に報告するものとする。

3 処理委員会は、第 1 項第 2 号の助言又は是正の要望を行った関係者に対し、当該助言又は是正の要望への対応の状況について報告を求めることができる。

4 処理委員会は、第 1 項に規定する事務の処理の状況並びに第 2 項及び前項の規定により、報告を受けた対応の状況について、苦情等の申出を行った者に通知するとともに、必要に応じて関係する市の機関その他の機関に通知するものとする。

#### (委任)

第 22 条 この章に定めるもののほか、苦情の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第4章 高岡市男女平等推進市民委員会

### (設置)

第23条 男女平等社会の形成の促進に関し、次条に掲げる重要事項を審議するため、高岡市男女平等推進市民委員会(以下「市民委員会」という。)を置く。

### (市民委員会の任務)

第24条 市民委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 男女平等・共同参画の推進に関する事項
- (2) 男女平等・共同参画に関する諸施策の推進状況等に関する事項その他男女平等・共同参画の推進に必要と認められる事項

2 市民委員会は、前項各号に規定する事項に関し、意見を述べることができる。

### (組織等)

第25条 市民委員会は、20人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、市内の各界各層の団体から推薦された者、公募に応じた者及び有識者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 市民委員会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によるものとし、副会長は会長の指名によるものとする。
- 5 会長は、市民委員会を代表し、その事務を統括する。
- 6 会長は、必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (専門部会)

第26条 市民委員会に、必要な事項を専門的に調査し、及び検討するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、専門委員若干人で組織する。
- 3 専門委員は、市民委員会の委員及び男女平等・共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (運営事項の委任)

第27条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 第5章 雑則

### (委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の高岡市男女平等推進条例(平成15年高岡市条例第18号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

## 高岡市男女平等推進市民委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

	氏名	団体名・所属名	起草委員
会長	大石 昂	富山大学生涯学習教育研究センター長・教授	
副会長	辻 やす子	地域女性ネット高岡会長	(委員長)
委員	穴田 甚朗	高岡市農業協同組合代表理事組合長	
	尾崎 寛	公募委員	
	彼谷 環	富山国際大学専任講師	
	川田 正信	高岡市連合自治会理事	
	小間 茂雄	高岡商工会議所総務財政常任委員会副委員長	
	西海 俊和	連合富山高岡地域協議会副議長	
	谷口 貴都	高岡法科大学教授	(副委員長)
	道具 志朗	公募委員	
	日和 祐樹 (藤澤 輝雄 ~ H19.7)	高岡市社会福祉協議会副会長	
	日尾 幸子 (鎌谷 克彦 ~ H19.5)	高岡人権擁護委員協議会高岡地区委員会会長	
	久漢 洋子	高岡女性の会連絡会委員	
	開 章夫 (川橋 剛之 ~ H19.7)	高岡青年会議所副理事長	
	増岡 一郎	福岡町商工会副会長	
	向 富士子	富山県男女共同参画推進員高岡連絡会会長	
	村上委千子	公募委員	
	梁瀬 温子	キラッと福岡ネット会長	
山下 清子	公募委員		
吉村 紘子	高岡市社会教育委員		

計 20名(起草委員会7名)

- 平成19年12月26日答申時現在
- ( )内は、前任者と任期
- 起草委員は基本計画素案作成のため市民委員から会長が指名

## 高岡市男女平等推進庁内連絡会議設置要綱

### (設置)

第1条 市における男女平等社会の形成に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、高岡市男女平等推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高岡市男女平等推進プランに掲げる施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 高岡市男女平等推進プランに掲げる施策の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女平等・共同参画について必要と認められる事項に関すること。

### (組織)

第3条 連絡会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市長とする。
- 3 副委員長は、副市長とする。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者とする。
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第4条 連絡会議は、委員長が招集する。

### (幹事会)

第5条 連絡会議に、別表第2に掲げる者をもって構成する幹事会を置く。

- 2 幹事会は、連絡会議の実施すべき事項について検討を行うほか、委員長の指示する事項を処理する。
- 3 幹事会は、経営企画部長が招集し、その運営に当たるものとする。

### (主任会議)

第6条 連絡会議に主任会議を置く。

- 2 主任は、幹事が指名する施策担当者とする。
- 3 主任会議は、幹事会の指示に基づき、必要な事項について調査・研究（ワーキング等）する。

### (庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、経営企画部男女平等・共同参画課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 別表第1（第3条関係）

教育長	水道事業管理者	経営企画部長
総務部長	産業振興部長	生活環境部長
福祉保健部長	建設部長	都市整備部長
福岡総合行政センター所長	市民病院事務局長	
会計管理者	消防長	農業委員会事務局長
議会事務局長		

### 別表第2（第5条関係）

都市経営課長	広報統計課長	
男女平等・共同参画課長	総務課長	人事課長
工業振興課長	商業観光課長	農業水産課長
地域安全課長	市民協働課長	環境サービス課長
社会福祉課長	児童育成課長	高齢介護課長
保険年金課長	健康増進課長	道路建設課長
都市計画課長	地域振興課長	
市民病院事務局総務課長	会計課長	
消防本部総務課長	水道局総務課長	
教育委員会総務課長	学校教育課長	生涯学習課長
体育保健課長	少年育成センター所長	
農業委員会事務局次長	議会事務局議事調査課長	

## 高岡市男女平等推進プラン策定の経過

年月日	内 容
<b>平成 18 年</b>	
2月28日	男女平等推進市民委員会（第1回） [・委員委嘱、会長・副会長の選任、新たな男女平等推進プラン策定諮問]
5月9日	男女平等推進庁内連絡会議（第1回）
5月10日	男女平等推進庁内連絡会議幹事会及び主任会議（第1回） [・策定体制、スケジュールについて]
8月28日	男女平等推進市民委員会（第2回）[・策定の考え方、体制等について]
9月25日	市議会総務文教常任委員会（報告）[・策定体制、スケジュールについて]
11月16日	男女平等推進市民委員会（第3回）[・基本理念・体系について]
11月24日 ～27日	市議会各会派説明[・基本理念・体系について]
12月1日	男女平等推進庁内連絡会議（第2回） [・体系骨子報告、事業計画等の照会]
12月4日	男女平等推進庁内連絡会議幹事会（第2回） [・体系骨子報告、事業計画、数値目標の検討依頼]
<b>平成 19 年</b>	
1月15日	男女平等推進庁内連絡会議主任会議（第2回） [・事業計画、数値目標の照会]
1月30日・ 2月13日	市民団体から市長に対し、プランに対する要望書提出（3団体） [・市関係各課に回覧及び男女平等推進市民委員会へ送付]
3月9日	男女平等推進市民委員会 起草委員会（第1回） [・基本計画素案及び市民団体要望の検討について]
3月22日	男女平等推進市民委員会 起草委員会（第2回） [・基本計画素案の検討について]
4月9日	男女平等推進市民委員会 起草委員会（第3回） [・基本計画素案の取りまとめについて]
5月7日 ～18日	市各課へ基本計画素案の照会

年月日	内 容
8月 1日	男女平等推進市民委員会（第4回） [・基本計画中間取りまとめについて]
8月 6日	市議会各会派説明 [・基本計画中間とりまとめについて]
9月 3日 ～30日	基本計画中間取りまとめの市民意見募集（本庁・伏木・戸出・中田支所・福岡総合行政センター・男女平等推進センター、市ホームページで実施）
9月 19日 ～10月 12日	各課へ事業計画素案の照会
11月 6日	男女平等推進庁内連絡会議（第3回） [・事業計画（案）について]
11月 8日 ～9日	市議会各会派説明[・事業計画（案）について]
11月 12日	男女平等推進市民委員、男女平等推進庁内連絡会議幹事へ資料配布 [・基本計画（案）及び事業計画（案）について]
11月 15日 ～30日	事業計画(案)の市民意見募集（本庁・伏木・戸出・中田支所・福岡総合行政センター・男女平等推進センター、市ホームページ）
11月 15日	基本計画（案）の市民意見の市関係各課該当分を参考送付
12月 26日	男女平等推進市民委員会（第5回） [・基本計画・事業計画（案）の全体取りまとめ、市長へ答申]

市民の相談・情報窓口等

内 容	機関・施設名	相談日時	電話番号
男女平等・共同参画全般や男女平等問題処理委員会に関する相談	高岡市男女平等・共同参画課	月～金 8:30～17:30	0766-20-1812
	高岡市男女平等推進センター	月～日 9:00～22:00	0766-20-1810
生き方・悩みごと・DV等についての相談	高岡市男女平等推進センター(相談室)	月～土 9:30～16:30 木曜 14:00～20:00	0766-20-1811
	高岡市児童育成課(女性相談員による相談)	月～金 8:30～17:30	0766-20-1381
	富山県女性相談センター 配偶者暴力相談支援センター	月～金 8:30～17:15	076-421-6252
	富山県民共生センター(サンフォルテ相談室)	火～土 9:00～16:00	076-432-6611
人権や暮らしの中の諸問題等相談	高岡市市民協働課	月～金 8:30～17:30	0766-20-1327
	富山地方法務局高岡支局(人権相談)(女性の人権ホットライン)	月～金 8:30～17:15	076-441-0866 076-441-0658
犯罪等の被害女性のための相談	高岡警察署 富山県警本部(女性被害110番)	月～金 8:30～17:15	0766-23-0110 0120-72-8730
職場におけるセクシュアル・ハラスメントや育児休業、介護休業等の労働相談	富山労働局雇用均等室	月～金 8:30～17:15	076-432-2740
	富山県労働雇用課	月～金 8:30～17:00	076-444-9000
高齢者福祉・介護保険・高齢者の虐待等に関する相談	高岡市高齢介護課(市内の地域包括支援センター)	月～金 8:30～17:30	0766-20-1165
こころの電話相談	富山県心の健康センター	月～金 9:30～12:00 13:00～16:00	076-428-0606
女性の心と体の悩み相談	富山県高岡厚生センター	月・木 9:00～17:00	0766-26-8415
エイズ、感染症の相談		月～金 9:00～17:00	0766-26-8414

内 容	機 関・施 設 名	相 談 日 時	電 話 番 号
健康全般に関する 相談	高岡市健康増進課	月～金 8:30～17:30	0766-20-1345
子育て支援・児童育 成・ひとり親家庭等 の相談	高岡市児童育成課	月～金 8:30～17:30	0766-20-1329
児童福祉全般・児童 虐待・子育てテレフ ォン等相談	高岡児童相談所	月～金 8:30～17:00	0766-21-2124
思春期の相談 (思春期テレフ ォン)	富山県高岡厚生センター	月～金 9:00～17:00	0766-26-8866
青少年の悩みや生 活上の諸問題等の 相談	高岡市少年育成センター	月～金 8:30～17:30 日 10:00～17:00	0766-20-1653
在住外国人のため の生活相談	高岡市国際交流協会	月～土 10:00～19:00	0766-27-1856

上記相談機関・施設には、年末年始・祝日、定休日等の休みがある場合があります。詳しい相談日時等については、各機関・施設にお問い合わせください。